

広島県災害時医薬品等供給マニュアル

平成31年3月改正
(平成14年2月策定)

広島県健康福祉局

目 次

◆ 総 論 編

1	本マニュアルの位置付け	1
2	医薬品等の供給について	1
3	医薬品等集積所の設置について	2
4	輸血用血液製剤の供給体制について	2
5	在宅酸素療法患者に対する対応について	3
6	情報の伝達について	3
7	医薬品等の搬送体制について	3
8	災害薬事コーディネーター及び薬剤師の派遣について	4
9	広域支援について	5
10	協力体制の構築について	5
11	費用負担について	6

◆ 各 論 編

<関係者間のネットワーク>

1	医療機関	8
2	(公社) 広島県薬剤師会	9
3	広島県医薬品卸協同組合	11
4	広島県医療機器販売業協会及び中国四国臨床検査薬卸連合会	12
5	(一社) 日本産業・医療ガス協会 中国地域本部	13
6	県(薬務課)	14
7	県(保健所・支所)	16
8	市町	17
9	医薬品等集積所	18

◆ 資料 編

1	市町等から県（薬務課）への医薬品等の供給要請	19
2	県（薬務課）と各関係団体との取引	21
(1)	県（薬務課）と各医薬品卸業者の取引	21
(2)	県（薬務課）と広島県医療機器販売業協会又は中国四国臨床検査薬卸 連合会の取引	25
(3)	県（薬務課）と（一社）日本産業・医療ガス協会 中国地域本部の取引	29
3	大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等	33
(1)	発災から3日間（初動期）の医薬品等	33
(2)	外部からの救援が見込まれる3日目以降（初動期後）の医薬品等	34
(3)	避難生活が長期化する時期の医薬品等	35
(4)	災害時に緊急的に必要になることが予想される医療機器	36
(5)	災害時に緊急的に必要となることが予想される衛生材料	37
4	災害時における医薬品等の供給等に関する協定書	38
(1)	災害時の医薬品等調達に関する協定書	38
(2)	災害時の医療機器等調達に関する協定書	40
(3)	災害時の医療ガス等調達に関する協定書	42
(4)	災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書	45
(5)	災害時の臨床検査薬等調達に関する協定書	48
5	協定に基づく災害時の医療救護活動費の請求	50
6	緊急通行車両等の事前届出・確認	54
7	緊急輸送船舶及びヘリコプターの利用に関する調整	58

◆ 関係機関連絡先一覧

1	救援物資輸送拠点	61
2	県内保健所・県立病院	62
3	県内市町	63
4	県内災害拠点病院及び協力病院	65
5	県内医師会	66
6	地域薬剤師会	67
7	その他の県内関係機関	68
8	国・他都道府県災害時医薬品供給確保担当窓口	69

総論編

1 本マニュアルの位置付け

- (1) 本マニュアルは、各関係機関が事前に行っている各種対策にもかかわらず、医療救護活動に必要な不可欠な医薬品等が不足した場合に、各関係機関の対応が迅速かつ的確に実施され、不足する医薬品等が速やかに供給されることを目的とする。
- (2) 本マニュアルに基づく活動は、「広島県地域防災計画」（昭和 38 年 6 月策定）及び「災害時医療救護活動マニュアル」（平成 24 年 3 月策定）に基づいて実施される医療救護活動及び「広島県災害時公衆衛生活動マニュアル」（平成 24 年 3 月策定）に基づいて実施される公衆衛生活動と連携を図るものとする。
- (3) それぞれの関係機関は、本マニュアルを指針として実効のある対策を講じるものとする。
- (4) 本マニュアルは、災害発生後の混乱期において、各関係機関により現場で実施される臨機応変な対応を妨げるものではない。
- (5) 医療救護活動に必要な医薬品等の供給にあたっては、県コーディネーター、地域コーディネーターとの連携を図ることとし、必要に応じてその指示に従うとともに、災害薬事コーディネーターは、県（薬務課）の業務を補完、実施するものとする。

2 医薬品等の供給について

【基本的な考え方】

- (1) 県（薬務課）は、医療救護活動に必要な医薬品・医療機器・衛生材料・医療ガス（以下「医薬品等」という。）に不足が生じる場合又は市町から要請がある場合に備え、関係業者から速やかに調達できるよう調達手段を確立しておく。
特に医薬品に関しては、資料編 P33 記載の「発災から 3 日間（初動期）の医薬品等」について、広島県医薬品卸協同組合に加盟の各卸販売業者から 3 月、6 月、9 月、12 月末時点の在庫数の定期報告に基づき、県（薬務課）が集計する。
- (2) 各医療機関は、災害発生時であっても、通常の手段で医薬品等を調達するよう努めるが、調達が不可能な場合は、県（薬務課又は保健所・支所）に供給を要請する。要請は原則として、別に定める様式 1（P20）により行う。
- (3) 市町が設置する救護所及び避難所（以下「救護所等」という。）で必要とする医薬品等については、調達が不可能な場合は、県（薬務課又は保健所・支所）に供給を要請する。要請は原則として、別に定める様式 1（P20）により行う。
- (4) 県（保健所・支所）は、各市町への医薬品等の供給について、県（薬務課）と連携して取り組む。
- (5) 県（薬務課）は、医薬品等の供給要請があった場合、協定に基づき「広島県医薬品卸協同組合」、「広島県医療機器販売業協会」、「(一社) 日本産業・医療ガス協会中国地域本部」及び「中国四国臨床検査薬卸連合会」に医薬品等の供給を要請するとともに、災害の規模等に応じ、「(公社) 広島県薬剤師会」（以下「県薬剤師会」という。）と連携して

県災害対策本部及び被災地域に災害薬事コーディネーターを配置し、医薬品等のニーズに応じた効率的かつ効果的な配分を行う。また、状況に応じて、県の設置する医薬品等集積所に保管管理する医薬品等を医療機関及び市町が設置する医薬品等集積所・救護所等に供給する。

(6) 要請を受けた各関係機関は、医療機関、市町に対し医薬品等を供給する。

(7) 県災害対策本部は、災害の規模等に応じ、救援物資輸送拠点に医薬品等集積所を設置し、医薬品等の供給業務を行う。

3 医薬品等集積所の設置について

【基本的な考え方】

(1) 県及び市町は、災害の規模等に応じ、必要と認めたときは、医薬品等の仕分け、保管管理、救護所等への供給を目的として医薬品等集積所を設置する。

(2) 県集積所は、被災現場に近い地域の救援物資輸送拠点に設置する。

(3) 市町集積所が設置された場合は、広島市・呉市・福山市にあっては、県（薬務課）に、その他の市町にあっては、管轄の県（保健所・支所）に速やかに連絡する。連絡を受けた県（保健所・支所）は県（薬務課）に報告する。

(4) 県及び市町は、医薬品等集積所における業務を県薬剤師会から派遣される薬剤師の協力を得て実施する。

(5) 応援物資として提供された医薬品等は、原則として県集積所で保管管理し、要請に応じて供給する。

<救援物資輸送拠点について>

救援物資輸送拠点は、被災状況等により、災害対策本部が適切な場所に設置する。現在定められている設置予定場所（18ヶ所）は、「P62」参照。

<集積所における医薬品等の管理について>

「P18」の他、業務の詳細については、県（薬務課）と県薬剤師会において別途協議を行う。

4 輸血用血液製剤の供給体制について

【基本的な考え方】

(1) 医療機関は、医療救護活動に輸血用血液製剤が必要な場合は、広島県赤十字血液センターに供給を要請する。

(2) 広島県赤十字血液センターは、輸血用血液製剤の不足が予測される場合には、中四国ブロック血液センターに需給調整を依頼し、輸血用血液製剤の確保を図る。

5 在宅酸素療法患者に対する対応について

【基本的な考え方】

- (1) 在宅酸素療法を受ける患者に関しては、災害に伴う停電等により、酸素ボンベの供給等、緊急の対応が必要になる場合が考えられるため、災害発生時には、在宅酸素療法事業者は患者の安否状況を確認し、適切に対応する必要がある。
- (2) 県（健康対策課）は、在宅酸素療法事業者に対し、患者への対応を適切に行い、必要に応じて医療機関と連携するよう指導する。

6 情報の伝達について

【基本的な考え方】

- (1) 各関係機関は、あらかじめ災害時の連絡窓口及び連絡手段（携帯電話を含む。）を定め、県（薬務課）と共有するとともに、連絡事項も明確化しておく。
- (2) 各関係機関は、あらかじめ定めた連絡方法が不通となった場合の代替手段として、非常用回線、ファックス、衛星携帯電話、無線等複数の連絡手段の確保に努める。
- (3) 各関係機関の組織内部においても、それぞれ緊急連絡体制を構築しておく。

<連絡窓口>

「関係機関連絡先一覧」参照。

<連絡事項>

「各論編」参照。その他、医薬品等の要請の際に必要な事項は、「P 19～P 32」参照。

<その他>

災害関連情報の収集及び連絡の方法として、現在のところ、電話、FAX 以外に「救急医療 NET HIROSHIMA」、「広島県防災 Web」等の活用が考えられる。

なお、県及び市町にあっては、防災行政無線電話の活用も考慮する。

救急医療 NET HIROSHIMA <https://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenmintop/>

広島県防災 Web <http://www.bousai.pref.hiroshima.jp>

広域災害救急医療情報システム <https://www.wds.emis.go.jp/>

7 医薬品等の搬送体制について

【基本的な考え方】

- (1) 各関係機関が医薬品等を搬送する場合は、各自の車両等を使用する。
- (2) 各関係機関は、災害に伴い交通の規制が行われた場合に備え、災害応急対策を実施するために使用される予定のある車両について、緊急通行車両として事前の届出を行う。

- (3) 各関係機関は、災害に伴う交通網の寸断等により、通常の方法で搬送することが困難となった場合は、県（薬務課）に対して搬送体制の確保を要請する。
- (4) 県（薬務課）は、(3)の要請があった場合、県災害対策本部に対し、県警本部、防災ヘリコプター、自衛隊、トラック協会等による搬送等を要請し、搬送体制の確保を図る。また、交通規制に関する情報を把握し、各関係機関との共有を図る。
- (5) 県（薬務課）は、新たな搬送体制が確保された場合、各関係機関に対してその利用方法について周知する。

8 災害薬事コーディネーター及び薬剤師の派遣について

【基本的な考え方】

● 災害薬事コーディネーター

1 本部災害薬事コーディネーター

- (1) 県（薬務課）は、医薬品等の供給調整業務に災害薬事コーディネーターが必要と認めたときは、協定に基づき県薬剤師会に対し、本部災害薬事コーディネーターとして災害薬事に精通した薬剤師の派遣を要請する。
- (2) 派遣された本部災害薬事コーディネーターは、県災害対策本部において県（薬務課）と連携して医薬品等供給調整業務等に従事する。
- (3) 派遣された本部災害薬事コーディネーターは、各関係機関に医薬品等の供給を要請するとともに、地域災害薬事コーディネーターによる報告等を受けて優先順位の決定、要請数量の調整又は代替薬の提案等を実施する。
- (4) 派遣された本部災害薬事コーディネーターは、県コーディネーター又は地域コーディネーターが配置されている場合、十分に連携を図るものとする。

2 地域災害薬事コーディネーター

- (1) 県（薬務課）は、救護所等における医薬品等の需給状況の把握に災害薬事コーディネーターが必要と認めたときは、協定に基づき県薬剤師会に対し、地域災害薬事コーディネーターとして災害薬事及び被災地域の事情に精通した薬剤師の派遣を要請する。
- (2) 派遣された地域災害薬事コーディネーターは、被災地域において、医薬品等のニーズを把握、取りまとめの上、県（薬務課）に報告する。
- (3) 派遣された地域災害薬事コーディネーターは、救護所等の間で在庫又は要請量に過剰がある場合、県（薬務課）又は本部災害薬事コーディネーターの指示により、全ての救護所等に必要な医薬品等が行き渡るよう可能な限り調整する。
- (4) 派遣された地域災害薬事コーディネーターは、地域コーディネーターが配置されている場合、十分に連携を図るものとする。

● 薬剤師

- (1) 県（薬務課）は、医療救護活動及び医薬品等集積所での業務に薬剤師が必要と認めた

とき、あるいはこれらに関して市町から薬剤師の派遣要請があったときは、協定に基づき県薬剤師会に対し、薬剤師の派遣を要請する。

(2) 派遣された薬剤師は、医療救護活動・医薬品等集積所、救護所等での医薬品等管理業務等に従事する。

(3) 派遣された薬剤師は、救護所等において、医療救護活動の一環として、医薬品等の服薬指導等を実施する。

(4) 派遣された薬剤師は、医師の診断・治療を必要としない軽症患者に、携行する一般用医薬品を提供することができる。

9 広域支援について

【基本的な考え方】

各関係機関は、大規模な災害により、各管内のみでは医薬品等の供給が困難と判断した場合には、協定等に基づき広域的な支援を要請する。

<参考：広島県の相互応援協定>

中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定（平成24年3月1日）

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成29年6月5日）

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

<参考：県内市町の相互応援協定>

県内市町村の災害時の相互応援に関する協定（平成8年12月2日）

10 協力体制の構築について

【基本的な考え方】

各関係機関は、災害時における医薬品等の安定供給を図るために、必要に応じて協定を締結するなど、平常時から協力体制を構築する。

<参考：広島県と関係機関との協定>

広島県医薬品卸協同組合「災害時の医薬品等調達に関する協定（平成31年3月12日）」

広島県医療機器販売業協会「災害時の医療機器等調達に関する協定（平成31年3月12日）」

（一社）日本産業・医療ガス協会中国地域本部「災害時の医療ガス調達に関する協定（平成31年3月12日）」

県薬剤師会「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定（平成31年3月12日）」

中国四国臨床検査薬卸連合会「災害時の臨床検査薬調達に関する協定（平成31年3月12日）」

※ その他、他課分では、（一社）広島県医師会、日本赤十字社広島県支部、（公社）広島県トラック協会等と協定を締結している。

1 1 費用負担について

【基本的な考え方】

- (1) 県は前項の協定に基づき災害時における医薬品等の供給等に要する費用を負担する。
- (2) 当該災害に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合、医療に要する費用は、国と県とで個別に協議を行い、国がその費用の一部を負担する場合もある。

このため、医療に用いられた医薬品等に関する費用の支出が円滑に行われるよう、要請者及び供給者において、本マニュアルの資料編において定める要請書（兼）報告書（様式 2-1 P23, 様式 2-2 P27, 様式 2-3 P31）を使用し、保存しておき、後日、県の定める請求書（様式 3-1 P51, 様式 3-2 P52）によって請求する。

各 論 編

各論編では、各関係機関の立場から見た、災害時における医薬品等の供給等に係る役割及び具体的な対応をとりまとめた（ネットワーク図 P 7 参照）。

災害の規模等に応じ、県（薬務課）に本部災害薬事コーディネーターが配置されている場合、本編及び資料編の「県（薬務課）」とは、当該コーディネーターを含めることとする。

1 医療機関

● 役割

- ・ 災害時の役割に応じ、必要となる医薬品等の確保に努める。
- ・ 発災から3日間（初動期）に必要な医薬品等の備蓄に努める（P33 参照）。
- ・ ここでの「医療機関」には、薬局を含むものとする。

● 対応

- 1 医薬品等の発注は、平常時の医薬品等卸業者に行うことを原則とする。輸血用血液製剤については、広島県赤十字血液センターに供給を要請する。
- 2 上記1が困難な場合、県（薬務課又は保健所・支所：※）に供給を要請することができる。
※ 広島市、呉市、福山市の場合は県（薬務課）、それ以外の市町は管轄する県（保健所・支所）。
以下同じ。
- 3 県（薬務課又は保健所・支所）への供給要請は、原則として文書（様式1 P20）で行う。ただし、やむを得ない場合は、電話等による要請の後、できるだけ早い時期に文書を提出することで差し支えないものとする。
- 4 被災後は供給される医薬品等に偏りが生じることが想定されるため、災害薬事コーディネーター及び薬剤師等の協力により、可能な限り同種同効薬の使用を図るよう考慮する。

2 (公社) 広島県薬剤師会

● 役割

- ・ 県災害対策本部及び被災地域において、災害薬事コーディネーターにより医療救護活動に必要な医薬品等の確保及び供給に関する業務を県（薬務課）と連携して実施する。
- ・ 災害薬事コーディネーターの業務に必要な知識・経験を有する災害薬事に精通した薬剤師を継続的に養成する。
- ・ 広島県災害時公衆衛生チームとして、医療救護活動に参加・協力し、被災者への医薬品等の適正な使用の指導を行う（救護所等における公衆衛生活動を含む。）。
- ・ 薬局・医薬品販売業・医薬品集積所等において、薬剤師により医薬品等の保管・管理及びその供給に努める。

● 対応

1 薬局等の被害状況等の把握

県薬剤師会は、発災後、各地域薬剤師会に対し、薬局等の被害状況及び稼働状況を照会して取りまとめ、県（薬務課）に報告する。

2 災害薬事コーディネーター及び薬剤師の派遣

- (1) 県（薬務課）から、災害薬事コーディネーター又は薬剤師派遣の要請を受けた場合には、県薬剤師会は各地域薬剤師会と調整し、速やかに災害薬事コーディネーター又は薬剤師を派遣する。

派遣後は、派遣要員の交代等、連絡調整を継続する。

なお、派遣要員の氏名及び派遣期間等を文書（様式4 P53）により整理する。

- (2) 派遣された災害薬事コーディネーター及び薬剤師の業務

ア 本部災害薬事コーディネーター

- (ア) 県災害対策本部における、要請を受けた医薬品等の供給調整
- (イ) 地域災害薬事コーディネーターと連携した、被災地域の医薬品等のニーズに関する情報収集
- (ウ) その他、医薬品等の供給調整に付随する業務

イ 地域災害薬事コーディネーター

- (ア) 被災地域における、医薬品等のニーズの把握及び県（薬務課）への報告
- (イ) 救護所等の中で在庫又は要請量に過剰がある場合の県（薬務課）の指示に基づく調整
- (ウ) その他、医薬品等のニーズ把握に付随する業務

ウ 薬剤師

- (ア) 医薬品等集積所（県・市町）における、医薬品等の分類及び保管・管理
- (イ) 救護所等における被災者への調剤・服薬指導及び医薬品等の保管・管理
- (ウ) 広島県災害時公衆衛生チームへの参加及び薬剤使用に関する助言

- (エ) 救護所等における医師の診断・治療を必要としない軽症患者への携行する一般用医薬品の提供及び公衆衛生業務
 - (オ) その他，救護所等の状況に関する情報収集等，これらに付随する業務
- 3 広島県災害時公衆衛生チームとしての薬剤師チーム（モバイルファーマシーを含む。）の活動方法については，本マニュアルとは別に定める。

3 広島県医薬品卸協同組合

● 役割

- ・ 医療機関の稼動状況や医薬品等の需給状況を把握し、医療機関が必要とする医薬品等を迅速かつ安定的に供給する。
- ・ 県（薬務課）の要請に基づき、組合員である医薬品卸売販売業者から、医療機関及び市町（集積所・救護所等）に医薬品等を供給する。

● 対応

- 1 組合では、次の事項を取りまとめのうえ、県（薬務課）に報告する。なお、取りまとめの結果、通常の通信手段、搬送手段では医療需要に対応しきれないと判断した場合には、各社で連携して、できるだけ多くの医療機関を巡回し、必要な医薬品等の需要の把握と供給に努めるよう、各社に指示をする。

【取りまとめ事項】

- ・ 各社の被害状況及び稼動状況
- ・ 医薬品等在庫状況及び今後の需要見込み

2 医薬品等の供給

- (1) 医療機関からの供給要請に対しては、平常時のルートで供給することを原則とし、組合及び各卸売業者は平常時の供給ルート維持に努めるものとする。なお、被災により平常時のルートでの供給が困難となった場合には、速やかに他の営業所又は組合等を通じ他社に協力を仰ぐ等、供給体制を整え、可能な限り医療需要への対応に支障が生じないように留意する。
- (2) 各卸売業者は、医療機関及び市町への医薬品等の供給を行うとともに、その施設の稼動状況、医薬品等在庫状況及び今後の需要見込み等の把握に努める。なお、得られた情報は随時組合に報告する。
- (3) 組合は、県（薬務課）から協定に基づく医薬品等の供給要請を受けた場合には、各卸売業者に連絡のうえ、調達・斡旋を行う。
- (4) 県（薬務課）からの医薬品等の供給要請は、原則として文書（様式2-1 P23）で各卸売業者へ直接行う。ただし、諸事により電話等による要請の後、できるだけ早い時期に文書を提出することで差し支えないものとする。

3 搬送手段の確保

医薬品等の搬送は、各社の車両等を使用することを原則とする。しかし、災害に伴う交通網の寸断等により、通常の方法では搬送することが困難となった場合には、組合で取りまとめのうえ、県（薬務課）に搬送手段の確保を要請する。

4 広島県医療機器販売業協会及び中国四国臨床検査薬卸連合会

● 役割

- ・ 医療機関の稼動状況や医療機器等の需給状況を把握し、医療機関が必要とする医療機器等を迅速かつ安定的に供給する。
- ・ 県（薬務課）の要請に基づき、会員である販売業者から、医療機関及び市町（集積所・救護所等）に医療機器等を供給する。

● 対応

- 1 協会等では、次の事項を取りまとめのうえ、県（薬務課）に報告する。なお、取りまとめの結果、通常の通信手段、搬送手段では医療需要に対応しきれないと判断した場合には、各社で連携して、できるだけ多くの医療機関を巡回し、必要な医療機器等の需要の把握と供給に努めるよう、各社に指示をする。

【取りまとめ事項】

- ・ 各社の被害状況及び稼動状況
- ・ 医療機器等在庫状況及び今後の需要見込み

2 医療機器等の供給

- (1) 医療機関からの供給要請に対しては、平常時のルートで供給することを原則とし、協会等及び各販売業者は平常時の供給ルート維持に努めるものとする。なお、被災により平常時のルートでの供給が困難となった場合には、速やかに協会等を通じ他社に協力を仰ぐ等、供給体制を整え、可能な限り医療需要への対応に支障が生じないように留意する。
- (2) 各販売業者は、医療機関及び市町への医療機器等の供給を行うとともに、その施設の稼動状況、医療機器等在庫状況及び今後の需要見込み等の把握に努める。なお、得られた情報は随時協会等に報告する。
- (3) 協会等は、県（薬務課）から協定に基づく医療機器等の供給要請を受けた場合には、各販売業者に連絡のうえ、調達・斡旋を行う。
- (4) 県（薬務課）からの医療機器等の供給要請は、原則として文書（様式2-2 P27）で行う。ただし、諸事により電話等による要請の後、できるだけ早い時期に文書を提出することで差し支えないものとする。

3 搬送手段の確保

医療機器等の搬送は、各社の車両等を使用することを原則とする。しかし、災害に伴う交通網の寸断等により、通常の方法では搬送することが困難となった場合には、協会等を取りまとめのうえ、県（薬務課）に搬送手段の確保を要請する。

5 (一社) 日本産業・医療ガス協会 中国地域本部

● 役 割

- ・ 医療機関の稼動状況や医療ガス等の需給状況を把握し、医療機関が必要とする医療ガス等を迅速かつ安定的に供給する。
- ・ 県（薬務課）の要請に基づき、協会員である医療ガス販売業者から、医療機関及び市町（集積所・救護所等）に医療ガス等を供給する。

● 対 応

- 1 協会では、次の事項を取りまとめのうえ、県（薬務課）に報告する。なお、取りまとめの結果、通常の通信手段、搬送手段では医療需要に対応しきれないと判断した場合には、各社で連携して、できるだけ多くの医療機関を巡回し、必要な医療ガス等の需要の把握と供給に努めるよう、各社に指示をする。

【取りまとめ事項】

- ・ 各社の被害状況及び稼動状況
- ・ 医療ガス等在庫状況及び今後の需要見込み

2 医療ガス等の供給

- (1) 医療機関からの供給要請に対しては、平常時のルートで供給することを原則とし、協会及び各販売業者は平常時の供給ルート維持に努めるものとする。なお、被災により平常時のルートでの供給が困難となった場合には、速やかに協会を通じ他社に協力を仰ぐ等、供給体制を整え、可能な限り医療需要への対応に支障が生じないように留意する。
- (2) 各販売業者は、医療機関や市町への医療ガス等の供給を行うとともに、その施設の稼動状況、医療ガス等在庫状況及び今後の需要見込み等の把握に努める。なお、得られた情報は随時協会に報告する。
- (3) 協会は、県（薬務課）から協定に基づく医療ガス等の供給要請を受けた場合には、各販売業者に連絡のうえ、調達・斡旋を行う。
- (4) 県（薬務課）からの医療ガス等の供給要請は、原則として文書（様式2-3 P31）で行う。ただし、諸事により電話等による要請の後、できるだけ早い時期に文書を提出することで差し支えないものとする。

3 搬送手段の確保

医療ガス等の搬送は、各社の車両等を使用することを原則とする。しかし、災害に伴う交通網の寸断等により、通常の方法では搬送することが困難となった場合には、協会で行きまとめのうえ、県（薬務課）に搬送手段の確保を要請する。

6 県（薬務課）

● 役割

- ・ 災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の確保及び供給に関し、関係者間の連絡調整を行う。

● 対応

1 医薬品等の需給状況等の情報収集

発災後、次の関係機関を通じ、被災状況の確認等を含め、医薬品等の需給状況等について情報を収集するとともに、医療機関への医薬品等の円滑な供給、医療救護活動に必要な医薬品等の確保、災害薬事コーディネーター及び薬剤師派遣の準備等について依頼する。

【関係機関】

県薬剤師会、広島県医薬品卸協同組合、広島県医療機器販売業協会

（一社）日本産業・医療ガス協会中国地域本部、中国四国臨床検査薬卸連合会

2 医薬品等の供給

- （1）医療機関への医薬品等の供給は、平常時の供給ルートによることを原則とするが、県（薬務課又は保健所・支所）に供給要請があった場合は、上記1の関係機関に対し、医薬品等の供給を要請する。県内で確保することが困難な場合は、厚生労働省・近隣県に供給を依頼する。
- （2）市町から医薬品等供給要請があった場合、上記1の関係機関に対し、医薬品等の供給を要請する。
- （3）県（薬務課）は、災害の状況等から必要と判断した場合、県薬剤師会に対し災害薬事コーディネーターの派遣を要請し、派遣された災害薬事コーディネーターは、県災害対策本部又は被災地域における医薬品等の確保及び供給に関する業務に従事する。
- （4）県（薬務課）は、災害の状況等から必要と判断した場合、救援物資輸送拠点（※）等に医薬品等集積所を設置し、医薬品等の集積及び配送の業務を行う。この場合、県薬剤師会に対し薬剤師の派遣を要請し、派遣された薬剤師は、集積所における医薬品等の保管管理・分類等の業務に従事する。

医薬品等集積所においては、上記1の関係機関から医薬品等の供給を受け、あるいは救援物資として被災地外から医薬品等を集積し、県（薬務課）からの指示に基づき、市町・医療機関に配送する。

※ 救援物資輸送拠点は、被災状況等により県災害対策本部が適切な場所に設置するもので、被災地外等から供給される救援物資（医薬品、食料等）の1次集積所としての役割を担う。

- （5）県（薬務課又は保健所・支所）は、被災地における医薬品等の供給状況から必要と判断した場合、市町に対し医薬品等集積所の設置を要請することができる。この場合、県（薬務課）は、市町の要請に応じて県薬剤師会に対し薬剤師の派遣を要請する。

3 搬送手段の確保

医薬品等の搬送は、各関係機関保有の車両等を用いることを原則とする。しかし、災害に伴う交通網の寸断等により、通常の方法で搬送が困難な場合は、県（薬務課）は、災害対策本部内各担当課と調整して、搬送手段を確保する。

7 県（保健所・支所）

● 役割

- ・ 県（薬務課）及び地域災害薬事コーディネーターと連携して医薬品等の需給状況等を把握し、管内の関係者間の連絡調整を図るとともに、必要とされる医薬品等の確保及び供給に努める。

また、状況に応じ、医薬品等集積所としての業務を行う。

● 対応

1 医薬品等の需給状況等の情報収集

発災後、被災状況の確認等を含め、管内の市町、医療機関、薬局、医薬品等販売業者などから医薬品等の需給状況等に関する情報を収集し、県（薬務課）に報告する。

2 医薬品等の供給

- (1) 市町等から医薬品等の供給要請があった場合は、県（薬務課）に伝達する。また、地域災害薬事コーディネーターが配置されている場合は、当該コーディネーターと十分に連携を図る。
- (2) 県（保健所・支所）は、被災地における医薬品等の供給状況から必要と判断した場合、県（薬務課）と協議の上、市町に対し医薬品等集積所の設置を要請する。
- (3) 市町集積所の設置に伴う薬剤師派遣依頼があった場合、県（薬務課）に伝達する。
- (4) 県（薬務課）から要請があった場合、県集積所から市町等への医薬品等の供給業務を行う。そのため、搬送手段として災害対策支部内で調整の上、公用車等を確保しておく。しかし、災害に伴う交通網の寸断等により、通常の方法で搬送が困難な場合は、県（薬務課）に搬送手段の確保を要請する。

8 市町

● 役 割

- ・ 管轄の救護所等における医薬品等の需給状況等を把握し、必要とされる医薬品等の確保及び供給に努める。

● 対 応

1 医薬品等の需給状況等の把握及び供給

- (1) 管轄の救護所等における医薬品等の需給状況等について情報を入手する。また、地域災害薬事コーディネーターが行う医薬品等のニーズの把握及び救護所等の間におけるニーズの調整に協力する。
- (2) 管轄の救護所等において医薬品等の不足が認められた場合は、自ら医薬品等を確保・供給することを原則とするが、それが困難な場合は、県（薬務課又は保健所・支所：※）に供給を要請する。供給要請は、原則として文書（様式1 P20）で行う（諸事により、電話等により要請した場合は、できるだけ早い時期に文書を提出すること）。

※ 広島市、呉市、福山市の場合は県（薬務課）、それ以外の市町は管轄する県（保健所・支所）。以下同じ。

- (3) 医薬品等の供給は、市町が設置する救護所等へ行うことを原則とする。

2 医薬品等集積所の設置

- (1) 市町は、被災地における医薬品等の供給状況から必要と判断した時、市町集積所を設置することができる。市町集積所を設置した場合、県（薬務課又は保健所・支所）に医薬品等の供給及び薬剤師の派遣を要請することができる。
- (2) 市町は、市町集積所において医薬品等を集積し、救護所等の要請に応じて配送する。

9 医薬品等集積所

● 役割

- ・ 被災地外等から集められた医薬品等の保管・管理を行い，県（薬務課）からの指示に基づき，市町・医療機関に医薬品等を供給する。

● 対応

- 1 県（薬務課）は，災害の状況等から必要と判断した場合，救援物資輸送拠点（※）等に県集積所を設置し，医薬品等の集積及び配送の業務を行う。

※ 救援物資輸送拠点は，被災状況等により県災害対策本部が適切な場所に設置するもので，被災地外等から供給される救援物資（医薬品，食料等）の1次集積所としての役割を担う。

- 2 県（薬務課）は，県集積所を設置した場合，医薬品等に関する知識を有する県職員（薬事監視員等）を派遣し，医薬品等供給の管理者としての業務に従事させる。

また，県薬剤師会に対し薬剤師の派遣を要請し，派遣された薬剤師は，管理者のもと，集積所における医薬品等の保管管理・分類等の業務に従事する。

- 3 県集積所においては，関係機関から医薬品等の供給を受け，あるいは救援物資として被災地外から医薬品等を集積し，保管管理するとともに，県（薬務課）からの指示に基づき，市町等に配送する。

- 4 県集積所に供給された医薬品等は，下記の手順に従って在庫管理を行う。

（1）受入後，医薬品は医療用，一般用の別，さらに薬効分類別，衛生材料は用途別に仕分けする。特に厳重な温度管理等を要する医薬品については，その保存方法に細心の注意を払うこと。

（2）仕分け後，有効期限及び不良医薬品等の確認を行う。

（3）医薬品等の入出庫について帳簿を作成し在庫管理を行う。

（4）管理者は，県（薬務課）に医薬品等の在庫状況について随時報告する。

- 5 県集積所に供給された医薬品等は，供給先ごとに分類のうえ，できるだけ速やかに要請先に配送する。不足が生じた場合には，在庫分のみ搬出し，不足分は確保され次第，順次搬出する。なお，医薬品を有効活用するため，薬剤師の協力のもと，同種同効薬の使用に努める。

配送の状況については，県（薬務課）に報告する。

- 6 搬送手段の確保

県集積所から市町等への医薬品等の搬送は，県（薬務課及び保健所・支所）が行うことを原則とする。しかし，災害に伴う交通網の寸断等により，通常の方法で搬送が困難な場合は，県（薬務課）は，災害対策本部内各担当課と調整して，搬送手段を確保する。ただし，市町集積所以降の搬送に必要な手段については，市町で確保するものとする。

資 料 編

1 市町等から県（薬務課）への医薬品等の供給要請

① 要請の手順

- ア 「② 要請書（様式1）の記載要領」を参考にして、要請書に必要事項を記入する。
この際、写しを控えとして保管しておく。
- イ この要請書を要請先に手交若しくはFAX送付することにより要請する。なお、「緊急を要する場合」、「FAX不通の場合」等諸事情により、電話等別の方法で要請を行う場合には、要請後できるだけ早い時期に要請書を手交若しくはFAX送付する。

② 要請書（様式1）の記載要領

- ア 発信日等，発信担当者名欄
発信する日時，担当者名を記載する。
- イ 受信日等，受信担当者名欄
要請受信時に，受付（供給）者が記入するため空欄とする。
- ウ 要請先，FAX欄
- ・ 「各論編」を参考の上，要請先を記載する。
 - ・ FAX番号等は「関係機関連絡先一覧」を参考の上記載する。
- エ 要請者名，担当者欄
- ・ 要請者名には，「〇〇市」「〇〇町」等を記載する。
 - ・ 担当者は，当要請について内容を十分把握している者を記載する。
- オ 供給先欄，品名等欄
受付（供給）者にわかりやすいように，はっきりと記載する。
- カ 供給済欄
要請者は要請品の受領確認，受付（供給）者は供給状況把握のために，チェック欄として使用する。
- ※ ■ は，供給の要請時には記載が不要な欄を示す。

発 信 日 等	発信担当者名	受 信 日 等	受信担当者名
月 日 時 分		月 日 時 分	
月 日 時 分		月 日 時 分	

災害時 { 医薬品等
医療機器等
医療ガス等 } 供給要請書

要請先 _____ 様
FAX _____

要請者名 _____
担当者 _____ TEL _____

次のとおり要請する。

供給先	名 称			
	所在地			
	TEL		FAX	

品 名	規 格	数 量	備 考	供給済
				<input type="checkbox"/>

備考

- ・ 要請者は、 部分以外は必ず記入すること。
- ・ 要請者は、本書の写しを控えとして保存すること。
- ・ 供給先の案内図を添付すること。
- ・ 規格については、要請先がはっきりとわかるように明確に記載すること。

2 県（薬務課）と各関係団体との取引

（1）県（薬務課）と各医薬品卸業者の取引

医薬品等に関しては、組合員である各医薬品卸業者と直接取引を行うことを基本とする。

① 供給の要請

ア 要請の手順

(ア) 県（薬務課）は、様式1「供給要請書」によって市町等から医薬品等の供給要請があった場合、イに掲げる記載要領を参考にして、様式2-1「災害時医薬品等供給要請書（兼）報告書」（以下「要請書（兼）報告書」という。）に必要事項を記入する。この際、要請書（兼）報告書の写しを控えとして保管しておく。

(イ) 県（薬務課）は、要請書（兼）報告書を、納入卸に手交若しくはFAX送付することにより要請する。なお、「緊急を要する場合」、「FAX不通の場合」等諸事情により、電話等の別の方法で要請を行う場合には、要請後できるだけ早い時期に要請書（兼）報告書を手交若しくはFAX送付する。

イ 要請書（兼）報告書の記載要領（要請時）

(ア) 発信日時，担当者欄

発信する日時及び県（薬務課）の担当者名を記載する。

(イ) 納入卸，FAX欄

「各論編」及び「関係機関連絡先一覧」を参考の上、納入卸名称及びFAX番号を記載する。

(ウ) 納品先欄

医薬品等の納品先の名称，所在地（案内図を添付する。），担当者名及び電話・FAX番号を記載する。

(エ) 品名等欄

県（薬務課）が作成する「発災から3日間（初動期）の医薬品等」リストに基づき、要請する医薬品等のメーカー名，GS1コード（一般用医薬品はJANコード），商品名，容量及び要請数量を記載する。

② 要請の受付

納入卸は、要請書（兼）報告書を受信した時には、受信した日時，担当者名を記載する。

なお、電話等、要請書（兼）報告書以外で要請を受け付ける場合には、必要事項を聞き取り、県（薬務課）からおって送付される要請書（兼）報告書に、受け付けた日時，担当者名を記載する。

③ 供給

ア 供給の手順

(ア) 納入卸は、要請書（兼）報告書に基づき、在庫医薬品等のうちから供給が可能な数量を確認する。

- (イ) 供給可能数量について、イに掲げる記載要領を参考にして、上記②で受信した要請書（兼）報告書に必要事項を記載する。この際、要請書（兼）報告書の写しを控えとして保管しておく。
- (ウ) 納入卸は、要請書（兼）報告書を、県（薬務課）にFAX送付するとともに、これを受けた県（薬務課）は、要請数量の調整に資する。
- (エ) 納入卸は、供給可能とした医薬品等を納品先に搬出する。
- (オ) 供給を終えた納入卸は、要請書（兼）報告書及び納品伝票を県（薬務課）に提出する。

イ 要請書（兼）報告書の記載要領（供給時）

- (ア) 納品数量欄
在庫医薬品等のうちから供給が可能な数量を記載する。
- (イ) 配送欄
医薬品等の配送に係る連絡先、出発予定日時及び到着予定日時を記載する。

災害時医薬品等供給要請書(兼)報告書

発信日時(担当者) 月 日 時 分	⇒ 要請	受信日時(担当者) 月 日 時 分	
要請者 ; 広島県薬務課 (FAX; 082-211-3006) TEL 082-513-3223		報告日時(担当者) 月 日 時 分	⇒ 報告
		(広島県医薬品卸協同組合) 納入卸 _____ 様 FAX _____ TEL _____	
		受信日時(担当者) 月 日 時 分	報告先 ; 広島県薬務課 (FAX; 082-211-3006) TEL 082-513-3223

医薬品等の供給を次のとおり要請する。

納品先	名称			担当者			配送担当者名 :
	所在地						配送担当者連絡先 :
	TEL		FAX				出発予定日時 :
							到着予定日時 :

メーカー名	GS1コード (一般用医薬品はJANコード)	商 品 名	容 量	要請数量	納品数量

備考 ; ○ 卸は、本書の写しを控えとして保存すること。 ○ 納品先の案内図を添付すること。

(2) 県(薬務課)と広島県医療機器販売業協会又は中国四国臨床検査薬卸連合会の取引

① 供給の要請

ア 要請の手順

(ア) 県(薬務課)は、様式1「供給要請書」によって市町等から医療機器等の供給要請があった場合、イに掲げる記載要領を参考にして、様式2-2「災害時医療機器等供給要請書(兼)報告書」(以下「要請書(兼)報告書」という。)に必要事項を記入する。この際、要請書(兼)報告書の写しを控えとして保管しておく。

(イ) 県(薬務課)は、要請書(兼)報告書を、協会に手交若しくはFAX送付することにより要請する。なお、「緊急を要する場合」、「FAX不通の場合」等諸事情により、電話等の別の方法で要請を行う場合には、要請後できるだけ早い時期に要請書(兼)報告書を手交若しくはFAX送付する。

イ 要請書(兼)報告書の記載要領(要請時)

(ア) 発信日時、担当者欄

発信する日時及び県(薬務課)の担当者名を記載する。

(イ) 納品先欄

医療機器等の納品先の名称、所在地(案内図を添付する。)、担当者名及び電話・FAX番号を記載する。

(ウ) 品名等欄

要請する医療機器等の分類、品名、規格(GS1又はJANコードを含む。)及び要請数量を記載する。

② 要請の受付

協会等は、要請書(兼)報告書を受信した時には、受信した日時、担当者名を記載する。

なお、電話等、要請書(兼)報告書以外で要請を受け付ける場合には、必要事項を聞き取り、県(薬務課)からおって送付される要請書(兼)報告書に、受け付けた日時、担当者名を記載する。

③ 供給

ア 供給の手順

(ア) 協会等は、要請書(兼)報告書に基づき、各販売業者が在庫医療機器等のうちから供給が可能な数量を確認する。

(イ) 供給可能数量について、イに掲げる記載要領を参考にして、上記②で受信した要請書(兼)報告書に必要事項を記載する。この際、要請書(兼)報告書の写しを控えとして保管しておく。

(ウ) 協会等は、要請書(兼)報告書を、県(薬務課)にFAX送付する。

(エ) 協会等は、供給可能とした医療機器等を納品先に搬出するよう各販売業者に連絡する。

(オ) 供給を終えた協会等は、要請書(兼)報告書及び納品伝票を県(薬務課)に提

出する。

イ 要請書（兼）報告書の記載要領（供給時）

(ア) 納品数量欄

在庫医療機器等のうちから供給が可能な数量を記載する。

(イ) 配送欄

医療機器等の配送に係る連絡先，出発予定日時及び到着予定日時を記載する。

災害時医療機器等供給要請書(兼)報告書

発信日時(担当者) 月 日 時 分	⇒ 要請	受信日時(担当者) 月 日 時 分	
		報告日時(担当者) 月 日 時 分	⇒ 報告
		受信日時(担当者) 月 日 時 分	
要請者; 広島県薬務課 (FAX; 082-211-3006) TEL 082-513-3223		医療機器販売業協会/中国四国臨床検査薬卸連合会様 FAX TEL	報告先; 広島県薬務課 (FAX; 082-211-3006) TEL 082-513-3223

医療機器等の供給を次のとおり要請する。

納品先	名称				配送担当者名: 配送担当者連絡先: 出発予定日時: 到着予定日時:
	所在地				
	TEL		FAX		

分類	品名	規格(GS1又はJANコードを含む)	要請数量	納品数量	納品業者名

備考; ○ 協会は、本書の写しを控えとして保存すること。 ○ 納品先の案内図を添付すること。

(3) 県(薬務課)と(一社)日本産業・医療ガス協会 中国地域本部の取引

① 供給の要請

ア 要請の手順

- (ア) 県(薬務課)は、様式1「供給要請書」によって市町等から医療ガス等の供給要請があった場合、イに掲げる記載要領を参考にして、様式2-3「災害時医療ガス等供給要請書(兼)報告書」(以下「要請書(兼)報告書」という。)に必要な事項を記入する。この際、要請書(兼)報告書の写しを控えとして保管しておく。
- (イ) 県(薬務課)は、要請書(兼)報告書を、協会に手交若しくはFAX送付することにより要請する。なお、「緊急を要する場合」、「FAX不通の場合」等諸事情により、電話等の別の方法で要請を行う場合には、要請後できるだけ早い時期に要請書(兼)報告書を手交若しくはFAX送付する。

イ 要請書(兼)報告書の記載要領(要請時)

- (ア) 発信日時、担当者欄
発信する日時及び県(薬務課)の担当者名を記載する。
- (イ) 納品先欄
医療ガス等の納品先の名称、所在地(案内図を添付する。)、担当者名及び電話・FAX番号を記載する。
- (ウ) 品名等欄
要請する医療ガス等の品名、規格及び要請数量を記載する。このとき、規格については要請元の医療機関等から電話等によって聴取し、詳細に記載する。

② 要請の受付

協会は、要請書(兼)報告書を受信した時には、受信した日時、担当者名を記載する。

なお、電話等、要請書(兼)報告書以外で要請を受け付ける場合には、必要事項を聞き取り、県(薬務課)からおって送付される要請書(兼)報告書に、受け付けた日時、担当者名を記載する。

③ 供給

ア 供給の手順

- (ア) 協会は、要請書(兼)報告書に基づき、各販売業者が医療ガス等のうちから供給が可能な数量を確認する。
- (イ) 供給可能数量について、イに掲げる記載要領を参考にして、上記②で受信した要請書(兼)報告書に必要な事項を記載する。この際、要請書(兼)報告書の写しを控えとして保管しておく。
- (ウ) 協会は、要請書(兼)報告書を、県(薬務課)にFAX送付する。
- (エ) 協会は、供給可能とした医療ガス等を納品先に搬出するよう各販売業者に連絡する。
- (オ) 供給を終えた協会は、要請書(兼)報告書及び納品伝票を県(薬務課)に提出する。

イ 要請書（兼）報告書の記載要領（供給時）

（ア） 納品数量欄

在庫医療ガス等のうちから供給が可能な数量を記載する。

（イ） 配送欄

医療ガス等の配送に係る連絡先，出発予定日時及び到着予定日時を記載する。

災害時医療ガス等供給要請書(兼)報告書

発信日時(担当者) 月 日 時 分	⇒	受信日時(担当者) 月 日 時 分		
⇒ 要請				⇒ 報告
⇒ 報告				⇒ 報告
要請者；広島県薬務課 (FAX; 082-211-3006) TEL 082-513-3223		日本産業・医療ガス協会中国地域本部 様 FAX 082-247-4038 TEL 082-247-5679		報告先；広島県薬務課 (FAX; 082-211-3006) TEL 082-513-3223

医療ガス等の供給を次のとおり要請する。

納品先	名 称				担当者			配送担当者名： 配送担当者連絡先： 出発予定日時： 到着予定日時：
	所在地							
	TEL		FAX					

品 名	規 格	要請数量	納品数量	納品業者名

備考；○ 協会は、本書の写しを控えとして保存すること。 ○ 納品先の案内図を添付すること。

3 大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等

(1) 発災から3日間(初動期)の医薬品等(主に外科系処置用)

予想される傷病	外発外傷, 熱傷, 挫滅創, 切創, 打撲, 骨折 等	
必要性の高い医薬品(薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
〈医療用〉 ○ 医療材料 小外科セット, 縫合セット 包帯 等	体外出血を伴う 各種外傷	●大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ●保管は容易 ●ディスプレイ製品が適当
○ 細胞外液補充液 維持液 代用血漿液	大量出血, ショック 等	●大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ●嵩張るもの多く, 保管の確保が困難 ●保管は常温可 ●保管数量と同数の点滴セットが必要
○ 血液製剤	大量出血, 特殊疾患	●有効期限が短く迅速な対応が必要
○ 薬剤	多発外傷, 熱傷, 挫滅創, 切創, 打撲, 骨折 等	●大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ●冷所保存の薬剤は不適(常温品が適当)
●解熱鎮痛消炎剤 (小児用含む)	多発外傷, 二次感染予防, 各種感染症	●大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ●適応症が多様であり3日目以降も高需要が予想される ●保管は常温可
●抗生物質製剤 (小児用含む)	各種外傷	●大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ●嵩張るものも多く, 保管場所の確保が困難 ●保管は常温可
●滅菌消毒剤	各種外傷	●大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ●嵩張るものも多く, 保管場所の確保が困難 ●保管は常温可
●外皮用薬	各種外傷, 各種皮膚疾患	●初期には大量需要が予測される ●保管は常温可
●止血剤	各種出血性疾患	同上
●強心剤, 昇圧剤	心疾患(心不全等), 低血圧	同上
●局所麻酔剤	外傷等 (外科措置用)	●外科措置用剤として必要性は高い ●保管は常温可
〈一般用〉 ●シップ薬 (鎮痛, 鎮痒, 収斂, 消炎剤)	打撲, 筋肉痛, 腰痛	●初期には特に冷シップの需要が増す ●嵩張るが保管は容易 ●保管は常温可
●殺菌消毒薬 (その他の外皮用薬)	外傷全般	●特に初期に大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ●プラスチックボトル(100ml入)が保管, 使用に便利 ●希釈不要のものが適当・保管は常温可
●衛生材料 (ガーゼ, 包帯, 脱脂綿等)	外傷全般	●特に初期に大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ●保管時はセットしておくとう便利 ●保管は常温可

(2) 外部からの救援が見込まれる3日目以降(初動期後)の医薬品等(主に急性疾患処置用)

予想される傷病	心的外傷後ストレス障害(PTSD), 不安症, 不眠症, 過労, 便秘症 食欲不振, 腰痛, 感冒, 消化器疾患外傷の二次感染症 等
季節的な疾病	インフルエンザ, 食中毒 等

必要性の高い医薬品(薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
〈医療用〉 (1)の他 ●鎮咳剤, 去たん剤(小児用含む)	感冒, 慢性疾患 等	●特に冬期に大量需要が予測される ●集団避難生活への気遣いからも多く求められる ●保管は常温可
●止しゃ剤 整腸剤(小児用含む)	下痢, その他	●体力の低下に伴い多発(=需要大) ●保管は常温可
●便秘薬 (下剤, 浣腸剤)	便秘	●水分の摂取不良等から多発(=需要大) ●多種類の剤型あり(坐剤は冷所保存) ●飲み下し困難者は浣腸が必要
●催眠鎮静剤, 抗不安剤	不眠症, 不安症, 神経症, PTSD	●避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ●向精神薬については保管対策必要 ●保管は常温可
●口腔用塗布剤 (その他の消化器官用薬)	口内炎, 舌炎	●栄養摂取不良から多発(=需要大) ●保管が容易な外用薬が適当 ●保管は常温可
●消化性潰瘍用剤	胃, 十二指腸潰瘍	●慢性疾患患者及び災害後ストレスによる新規患者の多発が予測される ●保管は常温可
●健胃消化剤	消化不良, 胃部不快感, 食欲不振	●避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ●種類は豊富 ●保管は常温可
●総合感冒剤 (小児用含む)	感冒	●特に冬期に大量需要が予測される ●避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ●小児用にはシロップが適当 ●保管は常温可
〈一般用〉 (1)の他 ●催眠鎮静剤, 強心剤	不眠, 動悸, めまい	●中期以降に多発(=需要大) ●特に医師, 薬剤師の指示が必要 ●保管は常温可(保管対策は必要)
●便秘薬 (下剤, 浣腸剤)	便秘	●中期以降に多発(=需要大) ●保管は常温可
●ビタミンB剤	栄養補給, 肉体疲労, 眼精疲労	●避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ●嵩張るがドリンク剤は便利 ●保管は常温可
●絆創膏	各種外傷	●各種サイズが必要 ●保管は容易
●目薬 (眼科用剤)	充血, 抗炎症, 眼精疲労, アレルギー, 抗菌 等	●埃, 粉塵による障害多発(=需要大) ●有効期限短いので要注意 ●保管は容易
●マスク	感冒, その他予防	●埃, 粉塵が多い場合必要性が高い
●うがい薬 (含嗽剤)	感染予防, 口内殺菌	●避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ●特に冬期に需要が高まると予測される ●溶解の必要な散剤は不適 ●保管は常温可
●一般用総合感冒剤	感冒	●特に冬期に大量需要が予測される ●小児用にはシロップが適当 ●保管は常温可

(3) 避難生活が長期化する時期の医薬品等〈主に慢性疾患処置用〉

予想される傷病	急性疾患の他, 高血圧, 呼吸器疾患, 糖尿病, 心臓病 等
---------	--------------------------------

季節的な疾病	花粉症, 喘息, 真菌症 等
--------	----------------

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
〈医療用〉 (1), (2)の他 ●降圧剤	高血圧	●高血圧疾患患者はかなり多い(=需要大) ●保管は常温可
●抗血栓用剤	各種血栓 塞栓症	●治療継続中の慢性疾患患者に必要 ●医師の指示のもとに使用(中断は危険) ●保管は常温可
●糖尿病用剤 インスリン注射 経口糖尿病治療剤	糖尿病	●糖尿病患者は意外に多く, 患者に合った剤型が必要 ●剤型により保管条件は異なる
●心疾患用剤	心疾患 狭心症, 心不全 心筋梗塞, 不整脈	●心疾患は広範囲にわたり各種薬が必要 ●心疾患患者には緊急の対応が必要 ●外用剤(貼付剤)もある
●喘息治療剤	喘息 (気管支喘息含む)	●避難所生活長期化に伴い発作多発 ●エアゾール吸入型が便利 ●保管は常温可
●抗ヒスタミン剤 (小児用含む)	アレルギー諸症状	●季節によっては大量需要が予測される ●一般的なもので対応可 ●小児はドライシロップが適当 ●点鼻薬, 点眼薬も有効
●寄生性皮膚疾患剤	真菌症 他	●特に夏期に需要が増すと予測される ●保管は容易
〈一般用〉 (1), (2)の他 ●胃腸薬 消化性潰瘍用剤, 制酸剤, 健胃消化剤, 複合胃腸剤, その他の消化器官用薬	消化不良, 胃腸痛, 胃部不快感	●避難所生活長期化に伴い大量需要が予測される ●保管は常温可
●止しゃ剤, 整腸剤	下痢	同上
●鼻炎薬 (耳鼻科用剤)	鼻炎 (鼻水, 鼻閉 等)	●季節によっては大量需要が予測される ●保管は常温可
●アレルギー用薬	アレルギー性疾患 (じんましん, 花粉症)	同上
●公衆衛生用薬	〈用途〉 防疫活動用	●季節によっては大量需要が予測される ●消毒液散布用の器具が必要 ●保管は常温可

(4) 災害時に緊急的に必要となることが予想される医療機器

分類	品名	規格
(医療機器) 輸血・輸液器具	輸液セット	静脈針付 中間チューブ
	小児輸液セット	静脈針なし
	輸血セット	静脈針付
	留置針	18G
	留置針	22G
(医療機器) 注射用器具	注射器(ディスポ)	5ml 22G 針付
	注射器(ディスポ)	10ml 21G 針付
	注射器(ディスポ)	20ml 針なし
	注射器(ディスポ)	18G
	注射器(ディスポ)	20G
	インスリン皮下投与用針付シリンジ	30G 1ml 用
(医療機器) 医療ガス 圧力調節器具	高圧ガスレギュレータ	フロージェントルプラスG形(最大15L/分)
		MORS-15(最大15L/分)
		FF-N15(最大15L/分)

(5) 災害時に緊急的に必要となることが予想される衛生材料

分類	品名	規格	(規格の目安)
(医療機器) 固定器具	副木	大	2.5cm × 10cm × 81cm
		中	2cm × 8cm × 62cm
		小	2cm × 6cm × 50cm
(衛生材料)三角巾	三角巾	大	105cm × 105cm × 150cm
(衛生材料)綿球	滅菌綿球	径 1.4cm	径 1.4cm
		径 2cm	径 2cm
(衛生材料)絆創膏	絆創膏(微小孔付)	2.5cm × 9m	
	絆創膏(紙テープ)	9mm × 10m	
	粘着性伸縮包帯	25mm × 5m	25mm × 5m
		50mm × 5m	50mm × 5m
	絆創膏(1巻)	12mm × 5m	
		25mm × 5m	
		50mm × 5m	
	救急絆	S	S 12mm × 55mm
M		M 19mm × 72mm	
L		S 25mm ~ 55mm × 72mm	
(衛生材料)包帯	伸縮包帯(10巻入)	5cm × 9m	
		7.5cm × 9m	
		9cm × 9m	
	包帯	4裂反巻(1巻)28cm × 9m	
		5裂反巻(1巻)28cm × 9m	
		6裂反巻(1巻)28cm × 9m	
	網包帯 肘・足・腕用(1巻)		3cm × 20m
	網包帯 膝・大腿用(1巻)		4cm × 20m
網包帯 手用(1巻)		5cm × 20m	
(衛生材料)脱脂綿	カット綿	4cm × 4cm	
	カット綿	8cm × 16cm	
(衛生材料)ガーゼ	滅菌ガーゼ(1枚袋入100袋)	5cm × 5cm	5cm × 5cm 8又は12枚重
		7.5cm × 7.5cm	7.5cm × 7.5cm 8又は12枚重
		10cm × 7.5cm	10cm × 7.5cm 8又は12枚重
	ガーゼ四つ折(300枚1袋)	30cm × 30cm 四つ折	
ガーゼ八つ折(300枚1袋)	30cm × 30cm 八つ折		
(衛生材料)綿棒	綿棒 片綿(10袋)		処置用 15cm
(衛生材料)油紙	油紙(100枚入)	38cm × 26.5cm	
(衛生材料)シート	防水シート(滅菌済)	1m × 1.2m	
(衛生材料)手袋	手術用手袋(20双函入)	No.7	
	手術用手袋(20双函入)	No.7.5	
	プラスチック手袋(100枚函入)	M サイズ	
(衛生材料)マスク	サージカルマスク(50枚函入)	レギュラーサイズ	

4 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書

(1) 災害時の医薬品等調達に関する協定書

災害時の医薬品等調達に関する協定書

広島県を甲とし、広島県医薬品卸協同組合を乙として、甲と乙は、災害時の医薬品等調達について次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、広島県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する組合員(以下「乙等」という。)に対し、供給を要請することができる。

(医薬品等)

第3条 甲が要請する医薬品等は、次のとおりとし、乙等においては、当該範囲内において措置可能な品目及び数量を措置するものとする。

(1) 医薬品

(2) その他甲が指定するもの

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急時等やむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく医薬品等の供給)

第5条 乙等は、第2条の規定による要請を受けたときは、その保有する範囲内において、優先的に供給に応じるものとする。

2 医薬品等の供給場所については、甲が指定するものとし、当該場所において、甲の職員又は甲の指定する者等が医薬品等を確認のうえ、受領するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条の規定による要請に基づき、乙等が医薬品等の供給を行った場合に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、薬価基準収載品目については薬価に搬送に要した費用を加算した額、その他の品目については実勢価格に搬送に要した費用を加算した額を基本とし、甲乙協議して定めるものとする。

(医薬品等供給体制の整備)

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制について情報交換を行うとともに、災害時に医薬品等を迅速に供給できる体制の整備に努めるものとする。

(保有量等の報告)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙等に対し、医薬品等の保有状況について報告を求めることができる。

(補償等)

第9条 乙等の社員で医薬品等の輸送業務に従事した者（以下「輸送業務従事者」という。）がその者の責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等が適用される場合は、甲が関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

2 甲は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額については補償を行わない。

(1) 輸送業務従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合、その受けることができる給付又は補償の額

(2) 当該損害について、乙等又は輸送業務従事者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合、その受けることができる保険給付の額

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合、その受けることができる損害賠償の額

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(旧協定の終了)

第12条 この協定締結にともない、甲及び乙が平成28年3月1日に締結した「災害時の医薬品等調達に関する協定書」は、合意解除する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成31年3月12日

甲 広島県
代表者 広島県知事 湯崎英彦

乙 広島市東区二葉の里3-2-1
広島県医薬品卸協同組合
理事長 藤本茂

(2) 災害時の医療機器等調達に関する協定書

災害時の医療機器等調達に関する協定書

広島県を甲とし、広島県医療機器販売業協会を乙として、甲と乙は、災害時の医療機器等の調達について次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、広島県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療機器等の調達に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、医療機器等を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する協会員（以下「乙等」という。）に対し、供給を要請することができる。

(医療機器等)

第3条 甲が要請する医療機器等は、次のとおりとし、乙等においては、当該範囲内において措置可能な品目及び数量を措置するものとする。

- (1) 医療機器
- (2) その他甲が指定するもの

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急時等やむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく医療機器等の供給)

第5条 乙等は、第2条の規定による要請を受けたときは、その保有する医療機器等の範囲内において、優先的に供給に応じるものとする。

- 2 医療機器等の供給場所については、甲が指定するものとし、当該場所において、甲の職員又は甲の指定する者等が医療機器等を確認のうえ、受領するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条の規定による要請に基づき、乙等が医療機器等の供給を行った場合に要した費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、保険償還の対象とされている医療材料については保険償還価格に搬送に要した費用を加算した額、その他の品目については実勢価格に搬送に要した費用を加算した額を基本とし、甲乙協議して定めるものとする。

(医療機器等供給体制の整備)

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制について情報交換を行うとともに、災害時に医療機器等を迅速に供給できる体制の整備に努めるものとする。

(保有量等の報告)

第8条 甲は、必要と認めたときは、乙等に対し、医療機器等の保有状況について報

告を求めることができる。

(補償等)

第9条 乙等の社員で医療機器等の輸送業務に従事した者（以下「輸送業務従事者」という。）がその者の責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等が適用される場合は、甲が関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

2 甲は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額については補償を行わない。

(1) 輸送業務従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合、その受けることができる給付又は補償の額

(2) 当該損害について、乙等又は輸送業務従事者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合、その受けることができる保険給付の額

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合、その受けることができる損害賠償の額

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(旧協定の終了)

第12条 この協定締結にともない、甲及び乙が平成28年3月1日に締結した「災害時の医療機器等調達に関する協定書」は、合意解除する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成31年3月12日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯崎英彦

乙 広島市西区商工センター1-2-19

広島県医療機器販売業協会

協会長 高橋英富

(3) 災害時の医療ガス調達に関する協定書

災害時の医療ガス等調達に関する協定書

広島県を甲とし、一般社団法人日本産業・医療ガス協会 中国地域本部を乙として、甲と乙は、災害時の医療ガス等調達について次のとおり協定を締結した。

(総則)

第1条 この協定は、広島県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療救護活動に必要な医療ガス等の調達に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、医療ガス等を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する協会員（以下「乙等」という。）に対し、ガス充填及び供給を要請することができる。

(医療ガス等)

第3条 甲が要請する医療ガス等は、次のとおりとし、乙等においては、当該範囲内において措置可能な品目及び数量を措置するものとする。

- (1) 医療用酸素
- (2) 医療用亜酸化窒素
- (3) エチレンオキシドに炭酸ガス加えた混合ガス
- (4) 医療用窒素
- (5) 医療用二酸化炭素
- (6) 医療ガス圧力調節器具（高圧ガスレギュレータ）

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急時等やむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく医療ガス等の供給)

第5条 乙等は、第2条の規定による要請を受けたときは、その保有する医療ガス等の範囲内において、優先的にガス充填及び供給に応じるものとする。

2 乙等は、甲の要請を受け、要請された数量の確保に最大限努めるものとするが、事故又は輸送手段の確保ができない場合は、甲の要請を受け入れないことができる。なお、この場合速やかに甲に連絡するものとする。

3 医療ガス等の供給場所については、甲が指定するものとし、当該場所において、甲の職員又は甲の指定する者等が医療ガス等を確認のうえ、受領するものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医療ガス等の搬送については、乙等が行うものとする。ただし、乙等の搬送経路及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な処置を講じるものとする。

2 乙等は、必要により甲に誘導車輛の派遣等を依頼できるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の規定による要請に基づき、乙等が医療ガス等の充填及び供給を行った場合に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法が示されている品目については当該価格に搬送に要した費用を加算した額、その他の品目については実勢価格に搬送に要した費用を加算した額を基本とし、甲乙協議して定めるものとする。

(医療ガス等供給体制の整備)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制について情報交換を行うとともに、災害時に医療ガス等を迅速に供給できる体制の整備に努めるものとする。

(保有量等の報告)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙等に対し、医療ガス等の保有状況について報告を求めることができる。

(補償等)

第10条 乙等の社員で医療ガス等の輸送業務に従事した者（以下「輸送業務従事者」という。）がその者の責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等が適用される場合は、甲が関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

2 甲は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額については補償を行わない。

(1) 輸送業務従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合、その受けることができる給付又は補償の額

(2) 当該損害について、乙等又は輸送業務従事者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合、その受けることができる保険給付の額

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合、その受けることができる損害賠償の額

(協議)

第11条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(旧協定の終了)

第13条 この協定締結にともない、甲及び乙が平成28年3月1日に締結した「災害時の医療ガス調達に関する協定書」は、合意解除する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成31年3月12日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

乙 広島市中区紙屋町2-3-1

一般社団法人日本産業・医療ガス協会 中国地域本部

本 部 長 武 浩 一

(4) 災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書

災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書

広島県を甲とし、公益社団法人広島県薬剤師会を乙として、甲と乙は次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、広島県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の医薬品等の供給調整及び医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害薬事コーディネーター又は薬剤師の派遣)

第2条 甲は、広島県地域防災計画に基づき、医薬品等の供給調整業務に必要と認められた場合又は調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要性が生じた場合は、乙に対し、災害薬事コーディネーター又は薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、災害薬事に精通した会員を災害薬事コーディネーターとして甲が設置する災害対策本部又は広島県内の被災地域に派遣するほか、薬剤師法(昭和35年法律第146号)に定める薬剤師を救護所及び医薬品の集積所等に派遣するものとする。

(災害薬事コーディネーター又は薬剤師の活動場所)

第3条 乙から派遣された災害薬事コーディネーターは、甲が設置する災害対策本部において医薬品等の供給調整等業務又は広島県内の被災地域において医薬品等のニーズ把握等を実施するものとする。

2 乙から派遣された薬剤師(以下「派遣薬剤師」という。)は、救護所及び医薬品の集積所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(災害薬事コーディネーター又は薬剤師の業務)

第4条 甲が設置する災害対策本部に配置された災害薬事コーディネーターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が設置する災害対策本部における、要請を受けた医薬品等の供給調整
- (2) 被災地域の医薬品等のニーズに関する情報収集
- (3) 前各号に付随する業務等

2 広島県内の被災地域に配置された災害薬事コーディネーターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 広島県内の被災地域における、医薬品等のニーズの把握及び甲への報告
- (2) 救護所等の中で在庫又は要請量に過多がある場合の甲の指示に基づく調整
- (3) 前各号に付随する業務等

3 派遣薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

(2) 救護所及び医薬品の集積所等における医薬品等の仕分け、管理

(3) 前各号に付随する業務等

(指揮命令)

第5条 災害薬事コーディネーター又は派遣薬剤師に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定するもの等が行うものとする。

(災害薬事コーディネーター又は薬剤師派遣体制の整備)

第6条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制について情報交換を行うとともに、災害時に災害薬事コーディネーター又は薬剤師を迅速に派遣できる体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、災害薬事コーディネーターの業務に必要な知識・経験を有する災害薬事に精通した会員を継続的に養成するものとする。

(調剤費)

第7条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(訓練)

第8条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医薬品等の供給調整及び医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 災害薬事コーディネーター又は薬剤師の派遣に要する経費

(2) 派遣薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(補償等)

第10条 甲は、この協定に基づく活動において、災害薬事コーディネーター及び派遣薬剤師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に対応するため、災害薬事コーディネーター及び派遣薬剤師の保険に加入するものとする。

2 前項に定める保険は、広島県が加入する国内旅行傷害保険とする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第13条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(旧協定の終了)

第14条 この協定締結にともない、甲及び乙が平成28年3月1日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」は、合意解除する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書を2通作成し、甲と乙が記名して、各自その1通を所持するものとする。

平成31年3月12日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

乙 広島市東区二葉の里3-2-1
公益社団法人広島県薬剤師会

代表者 会 長 豊 見 雅 文

(5) 災害時の臨床検査薬等調達に関する協定書

災害時の臨床検査薬等調達に関する協定書

広島県を甲とし、中国四国臨床検査薬卸連合会を乙として、甲と乙は、災害時の臨床検査薬等調達について次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、広島県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における臨床検査薬等の調達に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、臨床検査薬等を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する組合員（以下「乙等」という。）に対し、供給を要請することができる。

(臨床検査薬等)

第3条 甲が要請する臨床検査薬等は、次のとおりとし、乙等においては、当該範囲内において措置可能な品目及び数量を措置するものとする。

- (1) 臨床検査薬
- (2) 臨床検査に必要とされる衛生材料

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急時等やむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく臨床検査薬等の供給)

第5条 乙等は、第2条の規定による要請を受けたときは、その保有する範囲内において、優先的に供給に応じるものとする。

- 2 臨床検査薬等の供給場所については、甲が指定するものとし、当該場所において、甲の職員又は甲の指定する者等が臨床検査薬等を確認のうえ、受領するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条の規定による要請に基づき、乙等が臨床検査薬等の供給を行った場合に要した費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、保険償還の対象とされている臨床検査薬については保険償還価格に搬送に要した費用を加算した額、その他の品目については実勢価格に搬送に要した費用を加算した額を基本とし、甲乙協議して定めるものとする。

(臨床検査薬等供給体制の整備)

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制について情報交換を行うとともに、災害時に臨床検査薬等を迅速に供給できる体制の整備に努めるものとする。

(保有量等の報告)

第8条 甲は、必要と認めたときは、乙等に対し、臨床検査薬等の保有状況について

報告を求めることができる。

(補償等)

第9条 乙等の社員で臨床検査薬等の輸送業務に従事した者(以下「輸送業務従事者」という。)がその者の責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、災害救助法(昭和22年法律第118号)等が適用される場合は、甲が関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

2 甲は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額については補償を行わない。

(1) 輸送業務従事者が、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合、その受けることができる給付又は補償の額

(2) 当該損害について、乙等又は輸送業務従事者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合、その受けることができる保険給付の額

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合、その受けることができる損害賠償の額

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(旧協定の終了)

第12条 この協定締結にともない、甲及び乙が平成28年3月7日に締結した「災害時の救護活動に関する協定書」は、合意解除する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成31年3月12日

甲 広島県
代表者 広島県知事 湯崎英彦

乙 広島県広島市南区段原日出一丁目1番15号
中国四国臨床検査薬卸連合会
会長 木村稔

5 協定に基づく災害時の医療救護活動費の請求

災害時において、供給された医薬品等の費用及び救護所等に派遣された薬剤師の経費については、協定書に基づくものに関しては、県が費用を負担する。

そのため、供給元である各販売業者及び県薬剤師会等の関係機関は、別紙様式3-1及び3-2の「医療救護活動費請求書」を鑑とし、その他書類として供給した医薬品等の請求額明細書等を添付して提出する。特に派遣された薬剤師等の人件費については、派遣した薬剤師の氏名及び派遣期間等を詳細にした別紙様式4「請求額明細書」(P53)を添付すること。

医療救護活動費請求書

年 月 日

広島県知事様

住所

氏名(法人名等)

代表者氏名

印

年 月 日から 年 月 日までの間における広島県災害時医療救護活動に係る費用として、次の金額を請求します。

金額 円

《内訳》

区 分	金 額
消耗品費 (医薬品等)	
計	

(注) 請求額明細書 別紙のとおり

《振込先》

金融機関名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

医療救護活動費請求書

年 月 日

広島県知事様

住所

団体名

代表者氏名

印

年 月 日から 年 月 日までの間における広島県災害時医療救護活動に係る費用として、次の金額を請求します。

金額 円

《内訳》

区 分	金 額
① 日当	
② 超過勤務手当	
③ 旅費及び宿泊料	
④ 消耗品費	
⑤ 修繕費等	
⑥ その他	
計	

(注) 請求額明細書 別紙のとおり

《振込先》

金融機関名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(別紙) 請求額明細書 団体名 :

延べ 番号	派遣先	氏名	職種	派遣元	派遣 期間	請求額				救助法 対象	法 (事務費対象)	対象外
						日当	超過勤務 手当	旅費及び 宿泊料	計			
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												

6 緊急通行車両等の事前届出・確認

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、医薬品等の運搬に使用する車両は緊急通行車両等として、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に係る事前届出の対象となる。

緊急通行車両等については、広島県地域防災計画基本編第3章第7節第2項「交通、輸送応急対策計画」に基づいて届出等を行うことを基本とする。

《事前届出手続》

大規模災害発生時等における緊急通行車両等確認事務の省略化・効率化を図るため、災害時に使用する緊急通行車両等であることを事前に都道府県公安委員会（警察）に届け出しておく制度である。

事前届出を行い、緊急通行車両等に該当すると認められた場合、「緊急通行車両等事前届出済証」が交付される。

【届出者】

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者又はその代行者

【届出先】

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署

【提出書類】

- 緊急通行車両等事前届出書（別紙様式5，P56） 車両1台につき2通
- 広島県と各関係機関との輸送協定書等（P38～P49） 1通
- 自動車車検証の写し 1通

【その他】

- 廃車等の場合、速やかに届出済証を返還すること。
- 紛失した場合、再交付の申請を行うこと。

《緊急通行車両等の確認手続》

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合、交付を受けた届出済証を警察署等に持参することにより、「緊急通行車両確認標章」が交付されるので、必ず運転車両に掲示して通行する。

【申請者】

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者又はその代行者

【申請先】

最寄りの警察署，県警交通規制課，県警高速道路交通警察隊，交通検問所

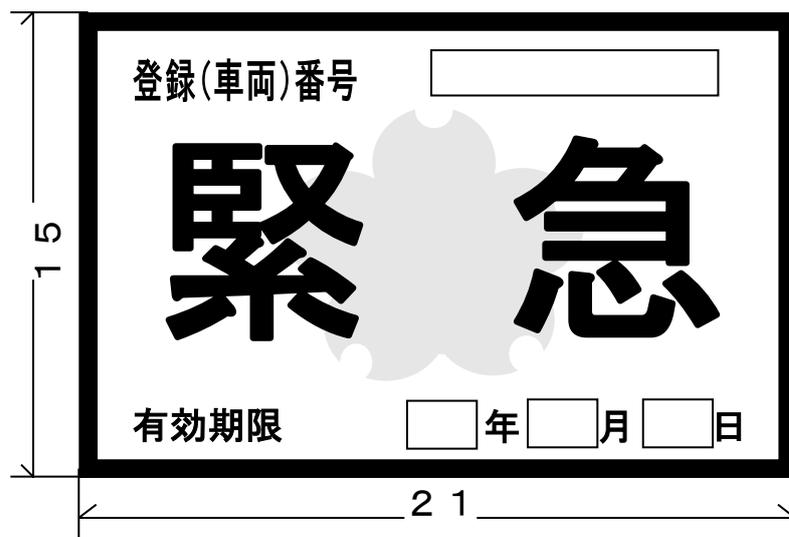
【提出書類】

- 緊急通行車両確認申請書（別紙様式6，P57）
- 緊急通行車両等事前届出済証

【その他】

- 確認標章の有効期間は、原則発行の日から1カ月。
- 紛失した場合、再交付の申請を行うこと。

【緊急通行車両確認標章】



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会	
番号標に表示されている番号	(注) 1 大規模施設地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の受付を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者			住所
			氏名
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考：1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

年 月 日

緊急通行車両確認申請書

広島県公安委員会 様

(申請者) 住所

電話

氏名

印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送をお行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	(電話)
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

7 緊急輸送船舶及びヘリコプターの利用に関する調整

災害に伴う交通網の寸断等により、通常の方法で医薬品等を搬送することが困難な状況下にあつて、新たに船舶又はヘリコプターによる搬送体制が確保された場合、県（薬務課）は、関係機関が利用するために必要な調整を行うが、その際の留意点は次のとおりとする。

《留意点》

- 1 船舶又はヘリコプターによる輸送にあたっては、各関係機関が自らの車両を使用して、県（薬務課）が指定する場所において医薬品等の引渡し及び受取りを行う必要があること。
- 2 「災害応急対策に必要な緊急輸送船舶の確保等に関する協定」に基づく広島県旅客船協会及び広島県内航海運組合の会員等が提供するフェリーが確保された場合においては、その利用に際し、次の手順のとおり調整を行うこと。ただし、旅客が乗船するため、高压ガス保安法により規制される医療ガス等は搬送できない。

① 各関係機関から県（薬務課）への要請の手順

「② 要請書（兼）回答票（様式7）の記載要領」を参考にして、要請書（兼）回答票に必要事項を記入する。

この要請書（兼）回答票を県（薬務課）に手交又はFAX送付することにより要請する。なお、「緊急を要する場合」、「FAX不通の場合」等諸事情により、電話等別の方法で要請を行う場合には、要請後できるだけ早い時期に要請書を手交若しくはFAX送付する。

② 要請書（兼）回答票（様式7）の記載要領（県（薬務課）への要請時）

ア 発信日時、担当者欄

発信する日時及び担当者名を記載する。

イ 要請内容欄

フェリーによる輸送を希望する車両台数、輸送日時、各関係機関の配送担当者名・連絡先について記載する。

ウ 輸送内訳欄

車両ごとに、車両の寸法（幅・長さ・高さ）及び重量（物資を含む。）、希望する出発地、輸送先について記載する。

③ 県（薬務課）による要請の受付及び調整

ア 要請の受付の手順

県薬務課は、②の要請書（兼）回答票を受信した時には、受信した日時、担当者名を記載する。

また、要請者以外の関係機関における輸送希望の有無について確認し、希望がある場合は、要請書（兼）回答票を作成・発信するよう働きかける。

イ 要請の手順

県（薬務課）は、要請を取りまとめ、県災害対策本部に対して、必要なフェリーの利用について調整する。

④ 輸送

県（薬務課）は、③の調整の後、対応可能な内容（輸送可能な物資番号又は要請番号、輸送日時、指定場所（引渡し・受取り）、特記事項）について要請書（兼）報告書に記載し、要請者に回答する。

要請者は、受信した要請書（兼）回答票に、受信した日時、担当者名を記載するとともに、対応可能な内容欄に記載されたとおり、医薬品等の搬送を行う。

3 上記2のフェリー以外の船舶及びヘリコプターが確保された場合においては、その都度、県（薬務課）が各関係機関から利用に必要な情報を収集した上で調整を行う。

なお、利用に必要な基本的な情報として、船舶については様式7に掲げる事項、ヘリコプターについては次の事項を参考とする。

- 輸送希望日
- 輸送希望先
- 引渡し（離陸場所）
 - ・ 立入人数，立入者代表（氏名・連絡先），立入車両（車種・色・車番）
- 受取り（着陸場所）
 - ・ 立入人数，立入者代表（氏名・連絡先），立入車両（車種・色・車番）
- 輸送物資
 - ・ 段ボール箱単位の大きさ（幅・長さ・高さ），重量，箱数，医薬品等の種別

緊急輸送船舶要請書(兼)回答票

発信日時 (担当者:) 月 日 () 時 分	⇒ 要請	受信日時 (担当者) 月 日 時 分	⇒ 回答	受信日時 (担当者) 月 日 時 分
		報告日時 (担当者) 月 日 時 分		報告先 ; _____ FAX; _____ TEL _____
要請者 ; _____ FAX; _____ TEL _____		要請先 ; 広島県業務課 FAX ; 0 8 2 - 2 1 1 - 3 0 0 6 TEL 082-513-3223		報告先 ; _____ FAX; _____ TEL _____

1 要請内容

輸送車両 台	輸送希望日時 月 日 AM・PM 時出発
配送担当者名 配送担当者連絡先	

1 対応可能な内容

輸送車両 台	輸送可能日時 月 日 AM・PM 時出発
-----------	----------------------------

要請→回答

2 輸送内訳

要請番号	車両の幅・長さ・高さ	重量 (物資含む)	出発地	輸送先
①	. . (m)			
②	. . (m)			
③	. . (m)			

2 輸送内訳 (特記事項)

要請番号	特記事項	備考
①		
②		
③		

關係機關連絡先一覽

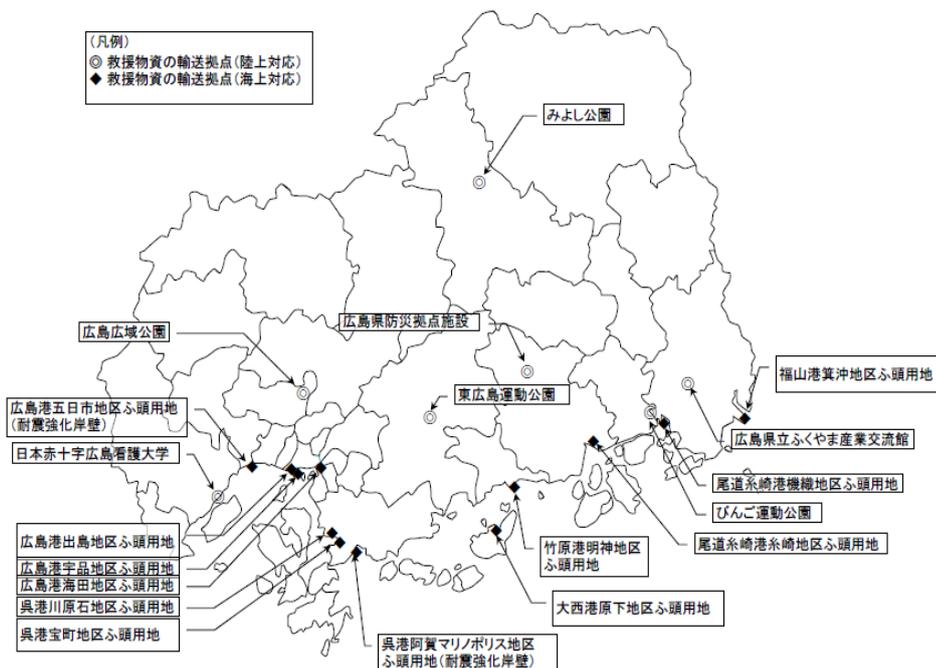
1 救援物資輸送拠点

● 救援物資輸送拠点について（県地域防災計画より）

救援物資輸送拠点は、被災状況等により災害（危機）対策本部が適切な場所に設置する。

（平成 26 年 5 月現在）

経路	施設名	所在地	施設管理者 （電話番号）	
陸上から	日本赤十字広島看護大学	廿日市市阿品台東 1-2	日本赤十字社広島看護大学 (0829-20-2800)	
	広島広域公園	広島市安佐南区沼田町大塚 1172	広島市緑政課 (082-245-2111)	
	東広島運動公園	東広島市西条町田口 67-1	東広島市都市整備課 (0824-22-2111)	
	広島県防災拠点施設	三原市本郷町善入寺 94-22	県危機管理課 (082-513-2785)	
	びんご運動公園	尾道市栗原町 997	県都市計画課 (0848-48-5446)	
	ふくやま産業交流館	福山市御幸町上岩成正戸 479-5	県産業政策課 (082-513-3355)	
	みよし公園	三次市四拾貫町神田谷	県都市計画課 (0824-66-3366)	
海上から	広島港	宇品地区ふ頭用地	広島市南区宇品海岸三丁目	県港湾振興課 (082-223-3428)
		海田地区ふ頭用地	広島市安芸区矢野新町	
		五日市地区ふ頭用地	広島市佐伯区吉見園	
	呉港	川原石地区ふ頭用地	呉市光町・築地町	呉市港湾振興課 (0823-25-3333)
		宝町地区ふ頭用地	呉市宝町	
		阿賀マリン地区ふ頭用地	呉市阿賀南	
	竹原港	明神地区ふ頭用地	竹原市竹原町明神	県港湾振興課 (082-223-3428)
	大西港	原下地区ふ頭用地	大崎上島町中野	
	尾道	糸崎地区ふ頭用地	三原市糸崎町	
	糸崎港	機織地区ふ頭用地	福山市南松永	
福山港	箕沖地区ふ頭用地	福山市箕沖町		



2 県内保健所・県立病院

県, 市町の関係者は, 次の連絡方法によるほか防災行政無線電話の使用も考慮すること。

< 県庁・県保健所・市保健所 >

(平成 31 年 2 月現在)

保健所・支所	郵便番号	所在地	電話番号 F A X	e-mail
県庁薬務課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-3223 082-211-3006	fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
県庁健康対策課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-3070 082-228-5256	futaisaku@pref.hiroshima.lg.jp
西部保健所 生活衛生課	738-0004	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181 0829-32-3244	fjwseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
西部保健所広島支所 衛生環境課	730-0011	広島市中区基町 10-52	082-513-5533 082-222-5802	fjwheisei@pref.hiroshima.lg.jp
西部保健所呉支所 衛生環境課	737-0811	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400(代) 0823-22-5406(夜) 0823-25-9511	fjwkeisei@pref.hiroshima.lg.jp
西部東保健所 生活衛生課	739-0014	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911 082-422-9353	fjweseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
東部保健所 生活衛生課	722-0002	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011(代) 0848-25-4643(直) 0848-25-2464	fjeseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
東部保健所福山支所 衛生環境課	720-8511	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311 084-921-9852	fjefeisei@pref.hiroshima.lg.jp
北部保健所 生活衛生課	728-0013	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181 0824-63-5190	fjnseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
広島市保健所 環境衛生課	730-0043	広島市中区富士見町 11-27	082-241-7408 082-241-2567	kankyoeisei@city.hiroshima.jp
呉市保健所 生活衛生課	737-0041	呉市和庄 1-2-13	0823-25-3534 0823-24-6826	seieisei@city.kure.lg.jp
福山市保健所 総務課	720-8512	福山市三吉町南 2-11-22	084-928-1164 084-928-1143	hokensyo-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

< 県立病院 >

名称	郵便番号	所在地	電話番号 F A X	e-mail
県立広島病院 薬剤科	734-8530	広島市南区宇品神田 1-5-54	082-254-1818 082-253-8274	hphyakuzai@pref.hiroshima.lg.jp
県立安芸津病院 薬剤科	739-2402	東広島市安芸津町三津 4388	0846-45-0055 0846-46-0015	aphyakuzai@pref.hiroshima.lg.jp

3 県内市町

県、市町の関係者は、次の連絡方法によるほか防災行政無線電話の使用も考慮すること。

<市町>

(平成30年7月現在)

名称	担当部署名	電話番号 F A X	e-mail
広島市	危機管理室危機管理課	082-504-2653 082-504-2802	kikikanri@city.hiroshima.lg.jp
呉市	総務部危機管理課	0823-25-3326 0823-21-8849	kurekiki@city.kure.lg.jp
竹原市	総務部総務課	0846-22-7719 0846-22-8579	soumu@city.takehara.lg.jp
三原市	生活環境部危機管理課	0848-67-6197 0848-67-6164	shiminseikatsu@city.mihara.hiroshima.jp
尾道市	総務部総務課	0848-38-9216 0848-37-2740	kikikanri@city.onomichi.hiroshima.jp
福山市	企画総務局総務部 危機管理防災課	084-928-1228 084-926-0845	kikikanri-bousai@city.fukuyama.hiroshima.jp
府中市	総務部総務課	0847-43-7211 0847-46-3450	soumu@city.fuchu.hiroshima.jp
三次市	総務部危機管理課	0824-62-6116 0824-62-2951	kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp
庄原市	危機管理課	0824-73-1206 0824-72-3322	kiki@city.shobara.lg.jp
大竹市	総務企画部総務課	0827-59-2119 0827-57-7130	soumu@city.otake.hiroshima.jp
東広島市	総務部危機管理課	082-420-0400 082-422-4021	hgh200400@city.higashihiroshima.lg.jp
廿日市市	総務部危機管理課	0829-30-9102 0829-32-1059	bousai@city.hatsukaichi.hiroshima.jp
安芸高田市	総務部危機管理課	0826-42-5625 0826-42-4376	kikikanri@city.akitakata.lg.jp
江田島市	危機管理監危機管理課	0823-40-2218 0823-45-3301	kiki@city.etajima.lg.jp
府中町	生活環境部町民生活課	082-286-3243 082-286-3126	chouminseikatsuka@town.hiroshima-fuchu.lg.jp
海田町	総務部生活安全課	082-823-9208 082-823-7927	tiiki@town.kaita.lg.jp
熊野町	総務部危機管理課	082-820-5631 082-854-8009	kiki@town.kumano.lg.jp
坂町	民生部環境防災課	082-820-1506 082-820-1522	bousai@town.saka.lg.jp
安芸太田町	総務課	0826-28-2111 0826-28-1622	soumu@akiota.jp
北広島町	危機管理課	050-5812-2111 0826-72-5242	kikikanri@town.kitahiroshima.lg.jp
大崎上島町	総務課	0846-65-3111 0846-65-3198	somu01@town.osakikamijima.hiroshima.jp
世羅町	総務課	0847-22-1111 0847-22-2768	soumu@town.sera.hiroshima.jp
神石高原町	総務課	0847-89-3330 0847-85-3394	jk-soumu@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

名称	担当部署名	電話番号 F A X	e-mail
広島市 消防局	警防課	082-546-3451 082-249-1160	fs-keibo@city.hiroshima.lg.jp
呉市 消防局	警防課	0823-26-0312 0823-26-0308	syoukei@city.kure.lg.jp
三原市 消防本部	警防課	0848-62-2101 0848-62-5119	shobo@city.mihara.hiroshima.jp
尾道市 消防局	警防課	0848-55-9122 0848-55-9132	shobo.keibo@city.onomichi.hiroshima.jp
大竹市 消防本部	消防本部	0827-54-0119 0827-53-2928	honbu@city.otake.hiroshima.jp
東広島市 消防局	警防課	082-422-0119 082-423-8243	hgh220119@city.higashihiroshima.lg.jp
廿日市市 消防本部	総務課	0829-32-8111 0829-32-4119	fire-119@city.hatsukaichi.jp
安芸高田市 消防本部	消防課	0826-42-0931 0826-47-1191	ACFD-shobo@city.akitakata.lg.jp
江田島市 消防本部	警防課	0823-40-0119 0823-42-1965	shirei@city.etajima.lg.jp
府中町 消防本部	消防課	082-286-3119 082-288-6337	syobohonbu@town.fuchu.hiroshima.jp
北広島町 消防本部	消防課	0826-72-0119 0826-72-7172	syoubou-keibou@town.kitahiroshima.lg.jp
備北地区 消防組合	警防課	0824-63-9575 0824-63-3446	keibou1@119-bihoku.jp
福山地区消防 組合消防局	警防部警防課	084-928-1193 084-928-1220	shoubou-keibou@city.fukuyama.hiroshima.jp

広島県	危機管理監 危機管理課	082-513-2786 082-227-2122	kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp
-----	----------------	------------------------------	--------------------------------

4 県内災害拠点病院

(平成31年2月現在)

区分	保健医療圏	病院名	郵便番号	住所	電話番号 F A X
基幹	—	県立広島病院	734-8530	広島市南区宇品神田一丁目5-54	(082) 254-1818 (082) 253-8274
地域	広島	広島市立安佐市民病院	731-0293	広島市安佐北区可部南二丁目1-1	(082) 815-5211 (082) 814-1791
地域	"	広島市立広島市民病院	730-8518	広島市中区基町7-33	(082) 221-2291 (082) 223-5514
地域	"	広島赤十字・原爆病院	730-8619	広島市中区千田町一丁目9-6	(082) 241-3111 (082) 246-0676
地域	"	広島大学病院	734-8551	広島市南区霞一丁目2-3	(082) 257-5555 (082) 257-5087
地域	広島西	厚生連広島総合病院	738-8503	廿日市市地御前一丁目3-3	(0829) 36-3111 (0829) 36-5573
●地域	"	独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター	739-0651	大竹市玖波四丁目1-1	(0827) 57-7151 (0827) 57-3681
●地域	広島中央	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター	739-0041	東広島市西条町寺家513	(082) 423-2176 (082) 422-4675
地域	呉	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	737-0023	呉市青山町3-1	(0823) 22-3111 (0823) 21-0478
地域	"	中国労災病院	737-0193	呉市広多賀谷一丁目5-1	(0823) 72-7171 (0823) 74-0371
●地域	"	呉共済病院	737-8505	呉市西中央二丁目3-28	(0823) 22-2111 (0823) 25-4752
地域	尾三	興生総合病院	723-8686	三原市円一町二丁目5-1	(0848) 63-5500 (0848) 62-0600
地域	"	総合病院三原赤十字病院	723-8512	三原市東町二丁目7-1	(0848) 64-8111 (0848) 64-1803
地域	"	厚生連尾道総合病院	722-8508	尾道市平原一丁目10-23	(0848) 22-8111 (0848) 23-3214
地域	福山・府中	福山市民病院	721-8511	福山市蔵王町五丁目23-1	(084) 941-5151 (084) 941-5159
地域	"	日本鋼管福山病院	721-0927	福山市大門町津之下1844	(084) 945-3106 (084) 945-3564
地域	備北	市立三次中央病院	728-8502	三次市東酒屋町字敦盛531	(0824) 65-0101 (0824) 65-0150
地域	"	総合病院庄原赤十字病院	727-0013	庄原市西本町二丁目7-10	(0824) 72-3111 (0824) 72-3576

※ 区分欄の「基幹」は「基幹災害拠点病院」を、「地域」及び「●地域」は「地域災害拠点病院」を示す。

※ 災害拠点病院の指定日 区分欄に「基幹」、「地域」とある病院：平成9年2月14日指定

区分欄に「●地域」とある病院：平成24年3月29日指定

5 県内医師会

(平成31年2月現在)

名称	郵便番号	所在地	電話番号 F A X	e-mail
広島県医師会	732-0057	広島市東区二葉の里 3-2-3 広島医師会館内	082-568-1511 082-568-2112	htmic@hiroshima.med.or.jp
広島市医師会	733-8543	広島市西区観音本町 1-1-1 広島医師会館内	082-232-7321 082-292-5233	dome@city.hiroshima.med.or.jp
呉市医師会	737-0056	呉市朝日町 15-24 呉市医師会館内	0823-22-2326 0823-23-2120	kma@kure.hiroshima.med.or.jp
福山市医師会	720-0032	福山市三吉町南 2-11-25 福山市医師会館内	084-922-0243 084-926-0573	
尾道市医師会	722-0025	尾道市栗原東 2-4-33 尾道市医師会館内	0848-25-3151 0848-25-3154	
三原市医師会	723-0051	三原市宮浦 1-15-1 三原市医師会病院内	0848-62-2283 0848-62-7505	
因島医師会	722-2211	尾道市因島中庄町 1962 因島医師会病院内	0845-24-1210 0845-24-3466	
大竹市医師会	739-0612	大竹市油見 3-6-8 大竹市医師会デイセンター内	0827-52-3893 0827-52-5121	
安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町 5-13 安芸地区医師会館内	082-823-4931 082-823-7143	
佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町 5-1 廿日市商工保健会館内	0829-20-0030 0829-20-0031	info@saikima.jp
安佐医師会	731-0101	広島市安佐南区八木 5-35-2 安佐医師会館内	082-873-1840 082-873-1846	asa14@urban.ne.jp
安芸高田市医師会	731-0501	安芸高田市吉田町吉田 1010 番地 2 安芸高田市医師会館内	0826-42-4155 0826-42-2969	
山県郡医師会	731-1533	山県郡北広島町有田 1192 千代田中央病院内	0826-72-7088 0826-72-7099	
賀茂東部医師会	739-2313	東広島市豊栄町清武 10 長谷川医院内	082-432-2222 082-432-4182	
東広島地区医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸 1113 東広島保健医療センター 2F	082-422-3810 082-422-2580	info@east-hiroshima-med.or.jp
豊田郡医師会	725-0402	豊田郡大崎上島町沖浦 1001 医療法人妙好会ときや内科内	0846-64-2093 0846-63-0001	
竹原地区医師会	725-0026	竹原市中央 3-14-1 竹原市保健センター内	0846-22-9377 0846-22-8276	
世羅郡医師会	722-1112	世羅郡世羅町本郷 825-1 瀬尾医院内	0847-22-1148 0847-22-3841	
松永沼隈地区医師会	729-0105	福山市南松永町 2-8-12 保健福祉センター内	084-933-6299 084-933-6273	
深安地区医師会	720-2412	福山市加茂町大加茂 993 せら医院内	084-972-2814 084-972-2882	
府中地区医師会	726-0002	府中市鶉飼町 496-1 府中地区医師会館内	0847-45-3505 0847-45-5973	ishikai@fuchu.hiroshima.med.or.jp
三次地区医師会	728-0013	三次市十日市東 3-16-1 三次地区医療センター内	0824-62-1103 0824-62-7341	
庄原市医師会	727-0013	庄原市西本町 2-10-6 (医社) 毛利内科胃腸科医院内	0824-72-2863 0824-72-4976	
広島大学医師会	734-8551	広島市南区霞 1-2-3 広島大学医学部医学資料館内	082-257-5099 082-257-5099	
江能医師連合会	737-2131	江田島市江田島町秋月 2-48-2	0823-42-5250 0823-42-5299	

6 地域薬剤師会

(平成31年2月現在)

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号 F A X	e-mail
広島県薬剤師会	732-0057	広島市東区二葉の里 3-2-1 広島県薬剤師会	082-262-8931 082-567-6066	yakujimu@hiroyaku.or .jp
広島市薬剤師会	732-0057	広島市東区二葉の里 3-2-1 広島市薬剤師会	082-506-1255 082-506-1256	office@hiroshiyaku.o rg
安芸薬剤師会	735-0017	安芸郡府中町青崎南 2-1-101 安芸薬剤師会	082-282-4440 082-282-4468	
福山市薬剤師会	720-0815	福山市野上町 3-12-1 福山市薬剤師会	084-926-0588 084-924-7839	
尾道薬剤師会	722-0038	尾道市天満町 13-14 尾道薬剤師会	0848-20-0353 0848-20-0354	
呉市薬剤師会	737-0046	呉市中通 1-4-2 呉市薬剤師会	0823-21-4695 0823-21-4855	
三原薬剤師会	723-0051	三原市宮浦 1-20-36 三原薬剤師会	0848-64-8079 0848-64-2220	
安佐薬剤師会	731-0123	広島市安佐南区大町西 1-1-11 びーだま薬局	082-870-6422 082-573-0588	
三次薬剤師会	728-0013	三次市十日市東 5-16-10 ｺﾝﾍﾞﾝﾄﾞ 2 F-5 三次薬剤師会	0824-64-8106 0824-64-8107	
広島佐伯薬剤師会	731-5133	広島市佐伯区旭園 2-22 広島佐伯薬剤師会(豊見薬局)	082-924-5957 082-924-5957	
廿日市市薬剤師会	738-0033	廿日市市串戸 2-17-5 廿日市市薬剤師会	0829-32-0300 0829-32-4199	
大竹市薬剤師会	739-0611	大竹市新町 2-6-6 セーム薬局	0827-53-3357 0827-53-1277	
因島薬剤師会	722-2323	尾道市因島三庄町 1621-8 宮地薬局	0845-22-0792 0845-22-9455	
東広島薬剤師会	739-0043	東広島市西条西本町 2-60 東広島薬剤師会(東広島薬局)	082-423-7340 082-423-7340	
竹原薬剤師会	739-2402	東広島市安芸津町三津 4425 竹原薬剤師会(竹原薬剤センター)	0846-45-2100 0846-46-0074	
行政薬剤師会	730-8511	広島市中区基町 10-52 広島県健康福祉局薬務課内	082-513-3222 082-211-3006	

7 その他の県内関係機関

(平成31年2月現在)

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号 F A X	e-mail
広島県歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里 3-2-4 広島県歯科医師会館内	082-263-8020 082-263-5525	info@hpda.or.jp
広島県看護協会	730-0803	広島市中区広瀬北町 9-2	082-293-3362 082-295-5361	somu@nurse-hiroshima.or.jp
広島県病院協会	732-0057	広島市東区二葉の里 3-2-3 広島医師会館内	082-236-6188 082-236-6189	ai-hp@luck.ocn.ne.jp
広島県医療法人協会	723-0052	三原市円一町二丁目 5-1	0848-63-5500 0848-62-0600	medical@rijinkai.or.jp
広島県臨床検査技師会	730-0013	広島市中区八丁堀 6-10 グレイスビル 801号	082-502-6011 082-502-6031	info@hiroringi.or.jp
広島県病院薬剤師会	734-0037	広島市南区霞 1丁目 2-3 広島大学病院内	082-257-5570 082-257-5598	
広島県医薬品 登録販売者協会	730-0051	広島市中区大手町 3-9-10	082-243-6050 (FAX兼用)	
広島県製薬協会	730-8652	広島市中区加古町 12-17 (株)ジェイ・エム・エス内	082-243-5844 082-243-5997	
広島県医薬品卸協同組合	732-0057	広島市東区二葉の里 3-2-1 広島県薬剤師会館内	082-567-6301 082-567-6302	hirwa@wind.ocn.ne.jp
広島県医療機器 販売業協会	733-0833	広島市西区商工センター 1-2-19 ティーエスアルフレッサ(株) 内	082-501-0222	hiroshimaken-mia@vanilla.ocn.ne.jp
(一社)日本産業・医療ガス協会 中国地域本部	730-0031	広島市中区紙屋町 2-3-1 革屋町ビル	082-247-5679 082-247-4038	chugoku@jimga.or.jp

8 国・他都道府県災害時医薬品供給確保担当窓口

(平成31年2月現在)

〈国〉

名称	担当課	所在地	電話番号 F A X	e-mail
厚生労働省	医政局経済課	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-3595-2421 03-3507-9041	keizai-saigai@mhlw.go.jp

〈都道府県〉

名称	担当課	所在地	電話番号 F A X	e-mail
北海道	医療薬務課	〒060-8588 札幌市中央区北三条西六丁目	011-204-5265 011-232-4108	iryoyakumu.yakumu@pref.hokkaido.lg.jp
青森県	医療薬務課	〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号	017-734-9289 017-734-8089	iryoyakumu@pref.aomori.lg.jp
岩手県	健康国保課	〒020-8570 盛岡市内丸10番1号	019-629-5467 019-629-5474	AD0003@pref.iwate.jp
宮城県	薬務課	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号	022-211-2652 022-211-2490	yakumu@pref.miyagi.jp
秋田県	医務薬事課	〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	018-860-1407 018-860-3883	yakumu@mail2.pref.akita.jp
山形県	健康福祉企画課	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号	023-630-2332 023-625-4294	b29w32dn@pref.yamagata.jp
福島県	薬務課	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号	024-521-7232 024-521-7992	yakumu@pref.fukushima.lg.jp
茨城県	薬務課	〒310-8555 水戸市笠原町978番6号	029-301-3384 029-301-3399	yakumu2@pref.ibaraki.lg.jp
栃木県	薬務課	〒320-8501 宇都宮市埜田一丁目1番20号	028-623-3120 028-623-3121	yakumu@pref.tochigi.lg.jp
群馬県	薬務課	〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号	027-226-2662 027-223-7872	yakumuka@pref.gunma.lg.jp
埼玉県	薬務課	〒336-8501 浦和市高砂三丁目15番1号	048-830-3635 048-830-4806	a3620-08@pref.saitama.lg.jp
千葉県	薬務課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号	043-223-2614 043-227-5393	kusuri1@mz.pref.chiba.lg.jp
東京都	薬務課	〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号	03-5320-4511 03-5388-1434	S0000318@section.metro.tokyo.jp
神奈川県	薬務課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1番	045-210-4967 045-201-9025	ic1505-yaku@pref.kanagawa.jp
新潟県	医務薬事課	〒950-8570 新潟市新光町4番地1	025-280-5187 025-285-5723	ngt040220@pref.niigata.lg.jp
山梨県	衛生薬務課	〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号	055-223-1491 055-223-1492	eisei-ykm@pref.yamanashi.lg.jp
静岡県	薬事課	〒420-8601 静岡市迫手町9番6号	054-221-2410 054-221-2199	yakuji@pref.shizuoka.lg.jp
愛知県	医薬安全課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号	052-954-6303 052-953-7149	iyaku@pref.aichi.lg.jp
三重県	薬務感染症対策課	〒514-8570 津市広明町13番地	059-224-2330 059-224-2344	yakumus@pref.mie.jp
富山県	くすり政策課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号	076-444-3233 076-444-3498	akusuriseisaku@pref.toyama.lg.jp
石川県	薬事衛生課	〒920-8580 金沢市広坂二丁目1番1号	076-225-1442 076-225-1444	kusuri@pref.ishikawa.lg.jp

名称	担当課	所在地	電話番号 F A X	e-mail
福井県	医薬食品・衛生課	〒910-8580 福井市大手三丁目17番1号	0776-20-0347 0776-20-0640	iyakushokuei@pref.fukui.lg.jp
長野県	薬事管理課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692番2号	026-235-7157 026-235-7398	yakuji@pref.nagano.lg.jp
岐阜県	薬務水道課	〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号	058-272-8285 058-271-5731	c11224@pref.gifu.lg.jp
滋賀県	薬務感染症対策課	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号	077-528-3634 077-528-4863	yakumu@pref.shiga.lg.jp
京都府	薬務課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入ル	075-414-4756 075-414-4792	yakumu@pref.kyoto.lg.jp
大阪府	薬務課	〒540-8570 大阪市中央区大手町二丁目1番22号	06-6944-6700 06-6944-6701	yakumu-g21@sbox.pref.osaka.lg.jp
兵庫県	薬務課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号	078-362-3268 078-362-4713	yakumuka@pref.hyogo.lg.jp
奈良県	薬務課	〒630-8501 奈良市登大路町30	0742-27-8664 0742-27-3029	narayaku@office.pref.nara.lg.jp
和歌山県	薬務課	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番	073-441-2663 073-433-7118	e0504002@pref.wakayama.lg.jp
鳥取県	医療・保険課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地	0857-26-8666 0857-26-8168	iryuu-hoken@pref.tottori.jp
島根県	薬事衛生課	〒690-0887 松江市殿町128番地	0852-22-5259 0852-22-6041	yakuji@pref.shimane.lg.jp
岡山県	医薬安全課	〒700-8570 岡山市内山下二丁目4番6号	086-226-7340 086-224-2133	iyakuyakuji@pref.okayama.lg.jp
山口県	薬務課	〒753-8501 山口市滝町1番1号	083-933-3018 083-933-3029	a15400@pref.yamaguchi.lg.jp
徳島県	薬務課	〒770-8570 徳島市万代町一丁目1番地	088-621-2230 088-621-2842	yakumuka@pref.tokushima.lg.jp
香川県	薬務感染症対策課	〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号	087-832-3300 087-861-1421	yakumukansen@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	薬務衛生課	〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地の2	089-921-2391 089-921-2389	yakumueisei@pref.ehime.jp
高知県	医事薬務課	〒780-8570 高知市丸の内一丁目2番20号	088-823-9682 088-823-9137	132101@ken.pref.kochi.lg.jp
福岡県	薬務課	〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3285 092-641-3305	yakumu@pref.fukuoka.lg.jp
佐賀県	薬務課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	0952-25-7082 0952-25-7285	yakumu@pref.saga.lg.jp
長崎県	薬務行政室	〒850-8570 長崎市江戸町2番13号	095-895-2469 095-895-2574	yakumu@pref.nagasaki.lg.jp
熊本県	薬務衛生課	〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号	096-333-2242 096-383-1434	yakumueisei@pref.kumamoto.lg.jp
大分県	薬務室	〒870-8501 大分市大手町三丁目1番1号	097-506-2650 097-506-1828	a12610@pref.oita.lg.jp
宮崎県	医療薬務課	〒880-8501 宮崎市橋通東二丁目10番1号	0985-26-7060 0985-32-4458	yakumutaisaku@pref.miyazaki.lg.jp
鹿児島県	薬務課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2804 099-286-5564	yakumuka@pref.kagoshima.lg.jp
沖縄県	薬務疾病対策課	〒900-8570 那覇市泉崎一丁目2番2号	098-866-2215 098-866-2241	aa032000@pref.okinawa.lg.jp